

令和4年第1回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	令和4年3月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開議	令和4年3月3日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和4年3月3日	15時30分	議長	重松一徳	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員  出席12名 欠席0名 (欠員1名)	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		10番	大山 勝代		11番	品川 義則
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町 長	松田 一也		まちづくり課長	井上 信治	
	副町長	酒井 英良		建設課長	古賀 浩	
	教育長	柴田 昌範		教育学習課長	今泉 雅己	
	総務企画課長	熊本 弘樹		こども課保育園長	佐藤 定行	
	財政課長	平野 裕志				
	健康増進課長	藤田 和彦				
	福祉課長	吉田 茂喜				
	こども課長	亀山 博史				
産業振興課長	柳島 一清					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

### 日程第1

### 一般質問

1. 天 本 勉 (1) 基山町の今後の農業について
  
2. 中 村 絵 里 (1) 行政職員における働き方改革について  
(2) 町内の発掘調査に伴う出土品の取扱いについて
  
3. 末 次 明 (1) 基山町職員の雇用形態と人事行政の在り方について
  
4. 大 山 勝 代 (1) 基山町の子ども・子育て支援の諸課題について

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
これから直ちに開議します。

#### 日程第1 一般質問

○議長（重松一徳君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、天本勉議員の一般質問を行います。天本勉議員。

○2番（天本 勉君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいまから一般質問をいたします2番議員の天本勉でございます。傍聴席の皆様、本日はお忙しい中に早朝より傍聴に来ていただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回の質問事項は1つで、基山町の今後の農業についてお尋ねをいたします。

今日の日本の農業問題、課題として、農業従事者の高齢化、後継者や担い手不足、耕作放棄地の増加などにより、今後の地域農業の展望が見通せない地域が増えてきている中、人と農地の問題をどう解決していくかが重要な課題となっております。

基山町においては、農業者の話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化する地域農業の将来像である人・農地プランが平成25年3月に策定されております。

平成28年3月に策定された第5次基山町総合計画においては、担い手農家や認定農業者、農業経営に意欲のある農業者に対して農地集積を推進し、農地を地域で管理できる農業を目指すとうたわれております。

また、全国各地で棚田が荒廃の危機に直面しており、農業生産活動のみに依存した棚田の維持は極めて困難な状況の中、令和元年8月16日に棚田地域振興法が施行され、令和3年10月14日付で基山町も指定棚田地域として指定を受けました。

基山町においては、近年、地区計画などの開発により農地面積が減少する中、担い手不足の解消など、今後の農業経営の継続につなげていくためには、町と地域、農協などの関係機関が議論、連携し、課題解決に向け取り組んでいく必要があります。

そこで、人と農地の問題を解決するための未来設計図と言われている人・農地プラン、棚田地域の指定も含めた基山町の農業振興、維持をどう図っていくのか、今後の取組についてお伺いをいたします。

(1) 基山町の農地、認定農業者及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の状況をお示しください。

(2) 基山町人・農地プランの内容と今後の見直しはどうか。また、周知はしているのか。

(3) 人・農地プランの実質化はどこまで進んでいるのか。

(4) 指定棚田地域による中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金とのすみ分けはどうか。

(5) 指定棚田地域と人・農地プランの推進の関連性はどうか。

(6) 人・農地プランの実質化及び指定棚田地域の今後の取組とスケジュールはどうか。

(7) 基山町農業・農村振興整備事業補助金の活用及び周知について。

これらの事項についてどのようにお考えなのか、それぞれお示しをください。

以上で1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）（登壇）**

皆さんおはようございます。それでは、天本勉議員の一般質問に答弁させていただきます。

**1、基山町の今後の農業について。**

(1) 基山町の農地、認定農業者及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の状況を示せということでございますが、基山町の農地面積は、田が247ヘクタール、畑が45ヘクタール、合わせて292ヘクタールであり、うち自作地の割合は約74%となっております。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による貸借が行われている農地の割合は約26%となっております。

また、基山町における認定農業者の数は、農家が4名と法人が2法人、合わせて6者で、その経営耕作面積は4.8ヘクタールであり、うち自作地が1.1ヘクタール、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により借入している農地が3.7ヘクタールとなっているところでございます。

(2)人・農地プランの内容と今後の見直しはどうかなのか、また、周知はしているのかということですが、人・農地プランとは、基山町全域の農地の将来を考え、地域の話合いにより、地域農業の重要な担い手である中心経営体や、地域における農業の将来の在り方としての農業集積の方向性などを明確化し、市町村により公表をするものというふうになっております。

具体的な内容といたしましては、中心経営体をリスト化し、農地の集約を図るもので、基山町では平成25年3月13日に作成し、地域における農業者の現況に合うよう、適宜、リスト更新等の内容の見直しを行っているところでございます。今後の見直しといたしましては、3月中に認定農業者や認定新規就農者の増減等によるリストの更新を予定しているところでございます。

また、プランの中の今後の在り方や方針については、現在、政府で検討が進められている人・農地プランの法定化とその制度の見直しが令和4年6月頃に決定された後に、基山町の人・農地プランの全体的な見直しを行っていくこととしているところでございます。

(3)人・農地プランの実質化はどこまで進んでいるのかということですが、令和元年度に農業者に対して地域での課題を把握するためのアンケートを実施し、令和2年度に地域の農地の状況を示した地図を用いて各地区の生産組合長等の農業者代表による座談会を開催いたしました。

今年度は集落単位で農業者全員を対象とした座談会を開催する予定でしたが、政府において人・農地プランの法定化とそれに伴う制度の見直しの検討が始まったため、その動向を注視しつつ、法定化の決定後において座談会の内容や時期を検討していくこととしているところでございます。

(4)指定棚田地域による中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金とのすみ分けはどうかということですが、基山町の棚田地区は中山間地域等直接支払交付金の対象農地と同じエリアです。また、これまでの中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用による取組に加え、農産物の加工品の試作、販促活動、新規導入作物選定、地域コーディネーターの配備などの幅広い事業が活用できるということになっております。

(5)指定棚田地域と人・農地プランの推進の関連性はどうかということですが、棚田の振興を検討する上で農地集積等の取組が必要となった場合は人・農地プランとの

整合性を図っていくということになるわけでございます。

(6)人・農地プランの実質化と指定棚田地域の今後の取組とスケジュールを示せということでございますが、現在、政府において人・農地プランの法定化とその制度の見直しが検討されています。検討中の見直しの主な内容は、1つ目が、兼業農家でも機械や作業の共同化によって多様な経営体として対象に追加するという。それから2つ目が、10年後を想定した目標地図を令和6年度までに作成し、筆ごとの耕作者を明確化することが2つ目でございます。3つ目が、基盤強化法に基づく相対貸借の廃止などで、令和4年6月頃に決定をする予定でございます。この3つの内容をこれから詰めていくというような形になると考えております。

また、人・農地プランの地域における実質化の取組については、現在、政府において検討中ですが、法定化等が決定された後の令和4年度を制度の周知と地域の体制づくりの期間とし、令和7年度をめどに、農業集積の目標地図を含む人・農地プランの作成を行うという予定を立てております。

指定棚田地域については、まず、各地区での座談会などで活用できる制度の説明や意見交換を行い、方向性や具体的な活用施策の検討を行います。その後、令和4年度中に町として振興活動計画の策定に向けた協議会を設置し、計画の検討を進めていく予定としておるところでございます。

(7)基山町農業・農村振興整備事業補助金の活用及び周知について示せということでございますが、令和3年度においては補助制度の制定後に1件の活用がありました。

制度の周知につきましては、農家からの農地や水路の管理や整備についての相談があった際に御案内してきましたが、例年5月にJA基山支所にて開催されている生産組合長全体説明会において制度の説明を行うとともに、今後も町のホームページ等で広く周知していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、基山町の農地の現状についてお尋ねいたします。

先ほどの答弁では、農地面積、田が247ヘクタール、畑が45ヘクタールで、合わせて292ヘクタールということでした。この前、産業振興課から頂いたこの資料では、これが令和3年8月1日現在で、田が264ヘクタール、畑が108ヘクタール、樹園地が0.5ヘクタールの378ヘクタールとなっております。

農業委員会の農地台帳とか、減反確認の水田台帳とか、農業センサスの数値とか、いろいろあると思うんですけど、この先ほどの数字と私が今言った86ヘクタールの差ですね、この乖離が激しいと思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

農業関係の数字、特に統計値につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、まず、うちの持っている水田台帳、減反関係の台帳、それと、農業委員会が所持している農地台帳というのが役所のベースとしてはございます。それと別に、国の農水省が調査をしております農業センサスによる農家の申告の面積、それとあと、農水省のほうで統計調査がやられておりまして、その中にある耕地面積統計という4種類の統計値とデータは今現在あります。

まず、前回の所管事務調査のときにお示した数字といたしますのは、農水省が発表している基山町の耕地面積統計という公表値でございまして、その公表値自体がまずは面積的には292ヘクタールということになっておりました。農業委員会の所持している農地台帳のほう、これは税務の固定資産台帳とリンクしたような形の台帳になっておりますけれども、それが先ほど議員がおっしゃるように数字が大きいという状況になっております。

この辺につきましては、農水省にも確認しましたところ、農水省の統計調査につきましては、台帳面積とか地図を基に現地をサンプリングして、見て確認して、現況で推計している推計値であるということでした。ということで、田については、推計ですので、その許容範囲ぐらに入っていると思いますけれども、畑については、山間部の元の樹園地とか、そういったところの現況が荒れているのがあったり、そういったところを推計の中で見て、現在は畑については35ヘクタールというような数字になっていると聞いております。

**○議長（重松一徳君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

これからの面積の数値については、私は頂いたこの資料に基づいて分析をさせていただきましたので、これに基づいて質問をさせていただきます。

市街化区域と市街化調整区域の農地がそれぞれあると思うんですけれども、大体どのぐらいになっているのか、分かりますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

農地台帳で申し上げますと、田で市街化区域が約3%、市街化調整区域が97%、ほとんど市街化調整区域のほうでございます。畑につきましては、市街化区域で8%、市街化調整区域で92%となっております、全体では市街化区域が5%、市街化調整区域が95%の状況でございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

資料を分析してみますと、今お答えになりましたけれども、市街化区域の農地264ヘクタールのうち、市街化区域が8.3ヘクタール、約3%、市街化調整区域が255ヘクタールの97%です。行政区別に見ますと、市街化区域8.3ヘクタールのうち、3区と9区が17.5%、5区が47%、7区が13.3%で、大体小倉の辺りが市街化区域の農地は多い状況になっております。市街化調整区域では255ヘクタールのうち、1区が72ヘクタール、2区が66ヘクタール、3区と9区が14ヘクタール、4区が34ヘクタール、5区が1ヘクタール、6区が38ヘクタール、7区が30ヘクタール、中山間地域である1区、2区、4区、6区、これが全体の約83%を占めている状況でございます。

次に、営農組合の状況についてお尋ねします。

農家数の推移ですね、3年間ぐらいの推移が分かれば、どうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

町内には3つの営農組合がございますので、それぞれについて3か年分の農家数の推移を申し述べたいと思います。

この農家数につきましては、現在、貸付けをされて作っていらっしゃるんですけども、一応営農組合のメンバーとしては残っていらっしゃる方も含めておりますので、実農家数より少し多い数にはなっております。

まず、園部共乾のほうの園部営農組合でございますが、令和元年が108、令和2年が105、令和3年が105ということで、ほぼ同じような状況です。基山の組合につきましては、令和元年184、令和2年183、令和3年182、長野・小倉のほうにつきましては、令和元年が80、令和2年が66、令和3年が54ということで、長野・小倉のほうが増減傾向が強いという状況でございます。

**○議長（重松一徳君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

耕作放棄地が増えている1つの要因として、土地持ち非農家の増加というのが課題にされております。基山町では2010年が18ヘクタール、2015年が30ヘクタールと増えてきております。今後、基山町の農業振興に本当に影響が出てくると思うんですけど、その対策はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

**○議長（重松一徳君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

まず、土地持ち非農家という単語が出てきたんですけども、これにつきましては農業センサスの用語でございまして、農業センサスは5年に1回の農家による調査員を配置してのアンケート調査みたいな感じで調査をするもので、その中の定義でございます。

農家につきましては、10アール以上の経営耕地、または15万円以上の販売額がある方が農家ということになっておりまして、それ以下の方、10アール以上ない、もしくは15万円以上ないという方につきましては土地持ち非農家という扱いになっておりまして、それが基準が5アール以上という方に限定されておりますので、1アールとかしか持っていない方については土地持ち非農家にもならないという状況でございます。

ですから、5アール以上10アール以下の方ですね、その方が農地を6アールか7アールか持っていていらっしゃるけど、一部作ってなくて荒らして耕作放棄しているというのがこの面積でございます。それが土地持ち非農家の耕作放棄面積ということで、それが近年増加

しているということではありますが、2015年までの農業センサスの数値しか今ございませんで、今回、2020年の数値はまだ確定値の詳細版が届いておりませんので、今のところ2015年までは30町という大きい数字が出てきている現状でございます。

その中身につきましては、そういった小規模な農家が、要は家の周りのいわゆるちょっと野菜とか、いろいろ家庭菜園的に作っていたような筆、そんなところが散在しているのが大体はだんだん高齢化によって手が回らなくて荒れ出してきたと。山間部の中の、例えば、大きな田んぼの横にあるちっちゃい田んぼなんか、ちっちゃい筆なんか結局貸付けができなくて、借手がなくて荒れてきたというような感じで、少しずつそういったところから耕作放棄が進んでいったのではないかと推測はしているところでございます。

その対応につきましてはですけれども、今、国の減反政策の中で、水稲作以外については反当たりの奨励金とかを交付しております。例えば、大豆、麦はもちろんですけれども、アスパラとかキクイモとかの地域の特産物についても反当たりの奨励金といいますか、そういうのをしておりますので、そういったところで、少ない面積であるにしても支援はありますので、作付振興を図っていきたいということと、あと、農地自体が荒れないようにということと、あと、貸し借りを農業委員会を通じて推進していったら、どうにか耕作放棄が進まないようにしていきたいとは思っているところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

本当に土地持ち非農家が増大で、本当に作りきらんということであれば、やっぱり貸し借りを推進して少なくしてほしいなと思います。

次に、これは以前、重松議長が質問されましたけど、3営農組合、園部、基山、長野・小倉の作付面積と会員数の状況について質問をされております。そのときの答弁で、園部が53ヘクタールの105名、基山地区が61ヘクタールの186名、長野・小倉が34ヘクタールの66名、合計の148ヘクタールの357名という答弁でした。

令和3年度になって今年どのように推移しているのか、その辺りをお尋ねいたします。

**○議長（重松一徳君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

3つの共乾ごとに申し上げますが、園部地区につきましては47ヘクタールで、前年よりかマイナス6ヘクタールでございます。これは黒谷の浦田地区が開発が一部ありましたことと、夜水の宅地開発が一部あったところの宅地転用があったというのが1つの要因かと思われま  
す。基山地区につきましては前回の61ヘクタールから60ヘクタールということで1ヘクタール減、あと、長野・小倉地区については前年34ヘクタールから27ヘクタールへ7ヘクタールの減、これも宅地関係の開発ということで確認しております。合計でマイナス14ヘクタール、営農組合自体の面積としては減っております。

水稻の減反自体の推移はほぼ今横ばいですので、水稻作付減反強化という意味ではなくて、ほとんど開発関係のものと確認しておるところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

水稻の作付面積が今計算してみると14ヘクタール減ということで、やっぱり減っているなという状況がうかがえます。

次に、認定農業者の状況についてお尋ねします。

認定農業者、先ほどの答弁で農家が4名、法人が2法人ということで、合わせて6者ということでした。認定農業者制度の中に、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に即した農業経営の目標に向けて、農業者自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進める計画を市町村が認定した場合には、これらの農業者に対して重点的に支援措置を講じると定義されております。

認定農業者には重点的に支援措置を講じるとありますけど、どのような支援策か、その辺りをお尋ねします。

**○議長（重松一徳君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

認定農業者に対する主な支援策としましては5つの制度が主に活用できます。

1つ目は、経営所得安定対策ということで、要は水稻とか減反作物関係で価格が相場が下がった場合の補填するような施策の該当になるということになります。

それとあと、融資の関係でいきますと、農業経営基盤強化資金、いわゆるスーパーL資金といいますが、この融資を受けた場合について、貸付期間の5年間を金利が実質無利子ということになります。融資協会のほうから利子補填の助成があるということで、一旦お借りして利子は払うんですけども、後で補填があるということで実質無利子という制度が受けられるということになります。

それと、補助金につきましては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金というのがございますが、そういった中で、融資を活用して農業機械等を購入、導入した場合に、その融資の残について国の補助が一部あるということでございます。

あと、税制につきましては、経営所得安定対策の交付金を積み立てた場合に、この積立金額を必要経費に計上できて、損金扱いができるということでございます。

それとあと、農業者年金につきましては、月額2万円の保険料のうち1万円から4,000円の間で国が補助する部分で減額になるということでございます。

以上です。

**○議長（重松一徳君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の状況についてお尋ねします。

農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号で利用権設定が規定されております。基山町の田の先ほどの264ヘクタールのうち、自作をされている農地がどれぐらいで、農地の貸し借りですね、貸借をされている方がどれだけあるのか、そして、割合が分かれば教えてくださいと思います。

**○議長（重松一徳君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

基山町の田の約264ヘクタールのうち、自作地につきましては170ヘクタールで、貸借地については94ヘクタールの約36%ということにはなっております。

ただ、一般のイメージとしましては、実際、水稻作が町内で約150町前後になっておりまして、そのうち約90町ぐらいが貸借だろうという話になっておりますので、米を作っているところを見た限りでいきますと、6割ぐらいの部分が実は貸借になっているという状況でござ

ございます。全体的には不作付とか、ほかのアスパラとかいろんな作付が入った中での率になっていますので、3割ぐらいなんですけど、米に限っていえば半分を超えているような状況ということでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

今の回答では、貸借地が94ヘクタールではなくて90ヘクタール、そして、割合でいえば60%ということでしたけれども、普通、貸借するときは基本的に3年か、あるいは大体5年ぐらいを設定される方が多いと思います。ずっと毎年継続されている継続分と新たに今度は新規で出てくる分もあると思うんですよね。毎年、新規分がどれだけ増えているか、そういうのが分かれば、推移がどうなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

議員おっしゃるように、利用権設定につきましては3年から5年の契約ができるということになっておりまして、かつ1年更新もできるという制度になって、任意にできることになっています。

その中で、ずっと何もしなければ自動更新になっていくわけなんですけれども、新規と更新の割合について申し上げますが、まず、5年間ということでしたので、平成29年度から申し上げますが、平成29年度が56%、平成30年度が53%、令和元年度が40%、令和2年度が57%、令和3年度が53%、半分少し超えるぐらいが新規ということになっております。（158ページで訂正）

これはどういうことかと中身を分析したところ、いわゆる貸してある方がお亡くなりになったとか、そういうことで息子に代が替わったときに更新でなくて新規扱いになってしまうということと、逆に、借りていた人が体調が不良になって作付を減らしたりとか、お亡くなりになったとか、それとか、別の目的の方がそこを借りて別のものを作りたいといったときに新規になるということでございますので、結構その部分で率が高くなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

やっぱり受けた方もそのときの状況によって、また新規に継続される方もおられると思います。大体基山町の大まかな今の農業の現状は分かりました。利用権設定も毎年増えて、農業後継者の不足、その解消、担い手の育成は基山町の大きな課題であると思います。

次に、人・農地プランの今後の見直し、周知についてお尋ねします。

人・農地プランは、それぞれの集落、地域において皆さんが話し合いを行い、その集落、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来設計図となるものでございます。地域の農業の中心経営体、地域の農業の在り方を明確にし、市町村が公表するということになっております。

基山町の人・農地プランは平成25年の当初計画が3月に策定されておりますけど、主な内容、項目はどのような事項が記載されているのか、その辺りをお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

今の質問にお答えする前に、1つ先ほどの回答で間違いがありましたので、訂正させていただきます。

先ほど私、新規の面積を申し上げたつもりだったんですが、実は更新の面積を申し上げておりまして、もう一度そこを読み上げを変えたいと思います。申し訳ございません。利用権設定の新規の部分ですけど、逆でございまして、平成29年度が44%、平成30年度が46%、令和元年度が60%、令和2年度が43%、令和3年度が47%になっています。特に、令和元年度が60%というふうに新規が多くなっているのは、その年に多く作付されていた方が体調を壊されて、あと亡くなった方もいらしたのかな、その辺があって、集まっていたのが分散した形になったというのを確認しておるところでございます。その年が大きくなったという状況でございました。まず、それを回答させていただきます。

今の質問に対してお答えさせていただきます。

人・農地プランにつきましては、基本的には中心的な経営体ということで認定農業者という方、それと、認定農業者に準ずるような方々、そういったメンバーのリストを中に掲載し

ておりまして、そういった方々に農地を集めていきたいと思いますというようなことを打ち出しております。

それと、基本的には全体の方針としましては、中心的な経営体に農地を集めるんだけど、一方、兼業についても安定的に農地が持続できるように図って、それについては六次化とか、農産加工とか、別の部分で、合わせ技で安定的に農地の維持管理が継続できるようにしていくと。そういう中で下支えするものとしては、中山間地域等支払交付金とか、そういった制度を活用しながら土地を保全していくというような在り方について記載をしているところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

基山町人・農地プラン検討会設置要綱第3条に組織が規定されて、13人以内の委員をもって組織するということが規定されております。以前、課長の答弁では、農業委員会の会長と生産組合協議会会長、それと、営農組合の3地区の組合長、それと、女性農業者、JA支所長など、11名で構成されるということでありました。人・農地プランの見直しは毎年されておると思うんですけども、どこで見直しは検討されているのか、そして、具体的にどのような見直しをされているのか、公表はされているのか、3つお尋ねしましたけど、お願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

基本的に人・農地プランの見直しにつきましては適宜行っておりまして、その年で認定農業者とか、そういった中心的メンバーの入替えがあった場合とかに見直しをしているところでございます。

2年前に検討した際に変えておりまして、その際に発表の仕方は告示という形でさせてもらっております。個人的情報といいますか、リストがありますものですから、それをホームページでいつまでも長く掲示するのははばかっている状況でございまして、期間限定の告示ということで発表させてもらっております。ただし、公表資料でございますので、農業委員会の中とか関係者から問合せがあれば、そのときは閲覧できる体制を取っているところでござ

ざいます。

前回につきましては基本的にはリストの更新をメインに検討したところでございまして、今後についても、今度は今月に検討会を開く予定でございまして、3月中には新しいリストの更新を予定しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

この人・農地プランのメリットを教えてください。お尋ねします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

農業次世代人材投資資金、いわゆる新規就農者に関する支援とかがありますが、こういった対象者に、認定新規就農者という者とそれに連動した人・農地プランに中心的担い手として位置づけられた者という要件がございますので、そういうことで人・農地プランのリストに挙げられたことで、新規就農に当たっての半年分75万円、年間150万円の支援が受けられる対象になるというのが1つございます。

あと、県の農業会議の横に中間管理機構ということで農業公社があるんですけども、その農業公社のほうで中間管理の土地を借り受けたり、貸し付けたりというマネジメントをやっているところなんでございますけど、そこを仲介して農地の集積を図った場合に、協力金というのが借られた方については支払いができるという制度がございます。基山町については中間管理機構を通したことがあまり過去ございまして、協力金が今のところあまり発生していない状況でございます。

あと、スーパーL資金と先ほど言いましたとおり、認定農業者と同様に、そういった5年間の金利が実質無利子になるという特典がございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

今後、認定農業者を含めた中心経営体、やっぱり地域農業を引っ張っていくかが基山町の農業にとって大きなポイントになってくるだろうと思っております。

私も見せていただきましたけど、人・農地プランの認定農業者の方が6者、認定農業者に準ずる方が約20名おられるけれども、今後、この方も高齢になって農業ができないということが生じてくると思うんですね。今後、農業経営者とか担い手の育成、これが本当に重要になってくると思うんですけど、その辺りをどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

**○議長（重松一徳君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

現在のところ、新規就農については地域の方々から、個人から農業をしたいんだけどもというような相談があった際に、農業委員会と産業振興課のほうで相談対応していきながら、無事に営農が開始できるような方向でいろんな制度を説明して、いろんな申請関係もサポートさせてもらっているところでございます。

あと、よく就職相談の関係も無料職業紹介所にも来ておりますけれども、そういう中で、そのついでにうちのほうに回られて、農業をどうにか家業をしなきゃいかんというような話があったときにも、兼業でも農業に携われるように相談対応をやっているところでございます。

あとは各地区の共乾の組織とか、そういう役員のほうに、その中でリーダー的な方々がいらっしゃるれば、ぜひそういった方を認定農業者のほうに紹介していただきたいというようなお話もしておりますし、農業委員会の委員を通じて各地域の中でそういった面がある方についてはぜひ役場のほうにお越しいただいて相談対応をしてもらおうようお願いしているところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

次に、(3)の人・農地プランの実質化ということで質問をさせていただきます。

この実質化については、以前質問を行いました。まず、アンケート調査を行い、各地区の農業者、年代の分布とか後継者の有無について現状を把握して、その結果を地図に落とし、ハッチングしながら年代別に落としていく。それで現在と10年後の地図を見比べながら、地元と座談会を行っていくということでしたけれども、大体この地図化の区域割はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

令和元年に行いましたアンケートと昨年行いました地区での座談会につきましては、1区、2区、3区と9区を一緒にして、4区、5区、6区、7区の7つの地区で開催したところでもございました。

今後は、実は今年はそれよりももう少し細分化して、1つの区を3つか4つぐらいに分けて20か所ぐらいで、より現場の方を含めて話をしたいと思って準備をして調整しているところでしたけれども、法定化と制度見直しというのが去年の暮れぐらいから急に加速して、中身が大きく変わるような話になってきましたので、今そこを見送っているところでございます。

前回の座談会までは、区長、農業委員、それと、生産組合長あたりと、県とかうちのほうが入って、各地区で大体20名前後でやってきた会でしたので、もう少し区を分けて多く集まってもらって地元の声を聞きたいということで予定しておりました。それは法定化と制度見直しがあった段階でまた今後考えていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解お願いしたいと思います。

後ほど質問の中で法定化の関係の話があると思いますので、そのときにお答えしたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

以前は7地区、これを細分化して20か所ぐらいにしたいということで、座談会ということであれば、職員の方も本当に大変だろうと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、人・農地プランに対する支援策についてお尋ねをいたします。

以前の答弁で支援策としては、地区を対象とした支援措置や中心経営体など人を対象とした支援措置、場合によってはその他助成金の上乗せなど、様々な支援策があるということでした。

その中で、地区を対象とした支援措置の中に、まとまった農地を機構に貸し付けた地域に対し支払う地域集積協力金というのがありましたけれども、それは具体的にどのような中身

か、お尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

これは人・農地プランを進める中で、中間管理機構、いわゆる農業公社を利用した場合についての協力金の制度でございます。2つのタイプがございまして、1つは集落集約タイプというものと、もう一つがただの集約化タイプということになっております。

どう違うかという、どちらも中間管理機構である農業公社に土地を一旦貸すんですけれども、最初、ある一定地区の中でまとまった土地を農業公社に貸すという場合、まとまった割合が2割以上という要件がございまして、それを貸すことによって反当たり1万円の給付が1回だけいただけるというものでございます。まとまり方が2割から3割、4割と増えていくと、反当たりの給付の額が上がっていくということになります。

もう一本、集約化タイプというのは、先ほどは地域でまとまってがぼつという形だったんですけど、今度は集約化タイプというのは担い手同士で、一旦は地域でまとめた土地があるのにまた付加して、認定農業者とか中心的経営体がお互い話をしてから、それにまた合わせて面積を上乗せしていくという場合に、それが先ほど1回目のときにプラスして40%を超えた場合という要件があります。それになりますと、反当たり5,000円ということになります。

全般的な状況というか、背景といいますか、情勢を申し上げますと、やはり単価が安いという声が一般的に多くから聞かれておりまして、なかなかこれが進んでいないというのが今の現状というふうに聞いておるところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

地域集積協力金は、以前、昨年3月議会で重松議長も一般質問されております。農地を集積していく中で、そのとき言われたのが、基山町が反当たり1万円補助して貸手と借手に払うのはどうか、そういうことによって集積を進めたらどうかということで質問されております。やっぱり貸手と借手の信頼関係はあろうと思うんですけれども、そういうことで農地を集積していくのは本当にいいことだなと思っております。基山町も今度は棚田地域に指定されたことによって、今まで中山間地域等直接支払交付金が3分の1から4分の1の負担軽

減になって、年間約60万円ぐらいの負担軽減になっております。

それで、基山町独自で基山町農地集積推進交付金、そういうのを創設したらどうかと私は思うんです。そして、今度は中山間地域の交付金の60万円プラスさっきの県の農業公社、そういうことによって、基山町がその間に立って仲介をすることによって、県の事業を県から町が補助をもらいながら、そういう交付金を創設して農地の集積を図ったらどうかと思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

その前の質問の中で、今の利用増進の状況ということでお話ししたところなんですけれども、約五、六割の新規・更新が行われている状況で、かつ全体でいくと90ヘクタールぐらいが利用増進にかけていると、利用権を設定しているということですよ。という中で、一定の貸し借りのなものについては基山町は進んでいるものと認識をしております。

その中で、貸し借りの段階で実際反当幾らかという話になってきますと、無料をお願いしているところも結構多いというふうに聞いておりますので、そこについては補助的なもので推進ということではなくて、今後の課題は、今、相対でいろいろ貸し借りが進んでいる中で、担い手に絞った形で人・農地プランの座談会とか農業委員会とかいろんな方策を通じて、いかに誰に集めていくかと。集める機運は高まっていますので、つまり横の調整といいますかね、そこを今から中心的に考えていきたいというふうに課としては思っているところでございます。

ですから、今の利用増進が、例えば、田んぼでいくと6割ぐらいのイメージと申し上げましたけれども、それを7割、8割に増やしていくというよりかは、今6割の関係をどうにか横並びで、まずは大規模化のほうに進めていくことを図って、その上で残ったところについてもその方々に集約をしていくという方策のほうを先にやっていきたいと思っているところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

次に、(4)の指定棚田地域による中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金

とのすみ分けについてお尋ねをいたします。

令和元年11月30日に中山間地域等直接支払交付金事業の事業説明会が役場で行われました。これは第5期になりますけど、5期対策の概要について、そのとき資料を頂いた中に、指定棚田地域振興活動加算というのがありまして、棚田、これは田が20分の1以上ですから、20メートル行って1メートル上がる、畑が15度以上を支援、1反当たり1万円とその説明書にあったんですね。今回の指定でそのような加算もあるのかないのか、あるような説明を受けたんですけど、その辺りはどうでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

棚田のほうの指定によって、いわゆる法的に中山間地域になりましたので、そういった加算は適用されます。ただ、制度がこれは別物でございまして、棚田地域振興法は棚田地域振興法であって、あくまで地域指定、要は地域振興法の一つの指定認定であります。

もう一方、中山間事業につきましては、国の制度として交付金を配っている事業でございまして、要は棚田地域振興法の中に個々の地域に対して中山間地域等支払交付金の支払いは行っております。町内には7つの組織がありますが、7つの個々に国から県から来たものと町と合わせて交付金を交付しているわけですが、そのときの単価が反当たり、さっき議員おっしゃった単価に棚田地域振興法によって個々の地域の中に活動の具体的な目標とか、ここまで実績を持ってきますというようなことを個々の地区単位で書き込んで、それが計画として認められれば、翻って中山間の制度のほうで反当1万円加わるという制度になっております。

なので、今7つの中山間組織ありますけれども、その中で、個々に自分たちのところはこういうふうな目標を立ててここまでやっていくというようなことが書き込める地区については対象になると思うんですけど、それが書き込めないとか、書き込んでも無理という判断に立つようなものであれば、そこはそういった加算がないと県からは聞いておるところでございまして、今後、地区別座談会をしていく中で地区の方といろいろ話し合いながら、無理のない目標でどうにかできるところから、もっといいのを頑張ろうという目標までいろいろ幅はあると思いますけれども、そこら辺は御意見をお聞きしながら、設定できるものは設定していきたいと思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

棚田地域の指定は、いろいろ農作物の加工品試作、販売促進活動とか、そういうのがあつたら上乘せ加算があるという制度になって、今、課長の答弁では計画書に盛り込めれば反当たり1万円が受けられると。普通、そういうことによって、日頃、私たちも農地のために草刈りとかいろいろやっているけれども、この事業をもらうために、ふだんの農業に足かせになると私たちも困るなというところがございまして、その辺りは私たちも継続するためには慎重に計画策定をしていかなければいけないなと思っております。

それで次に、(5)は省きまして、人・農地プランの実質化と指定棚田地域の今後の取組とスケジュールについてお尋ねをいたします。

令和元年11月にアンケート調査をされて、令和3年3月には町内7地区において座談会を行ったということを私は伺ったんですけど、案内もありませんでしたけれども、どのようなメンバーでされたのか、その辺りを分かりますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

先ほどの前の質問でも少し説明したところでございますけれども、町内を7つの地区に分けて、それで20名前後の会合を持ったところでございます。地元の区長と生産組合長、それと、農業委員、あと、県の農林事務所とか普及センターとか、そういった方々で、いわゆる地域の代表的な方にまず集まってもらって、10年後ぐらいの年齢構成で、マップの色が若い人はグリーンで、年配の方は赤の1筆ごとに塗ったようなマップを広げて、それを10年後は色が真っ赤かになりますみたいな話から始まって、じゃ、それがどの地区に多いのかどうなのかというのを踏まえながら、個々の農業をどうしていこうかというのを参加者からいろいろ御意見を聞いたところでございます。

まず、取っかかりということでのそういった意識づけのために、10年後はこうなるんですよというところに入りまして、その中で、じゃ、貸し借りをどう進めていくかという議論に発展していったという経緯でございます。

今回は、今年度から制度の見直しが今進んでおりますので、つい最近の新聞報道とか

ニュースで聞きますと、人・農地プランという名称を地域計画という名称に変えるというのが昨日の新聞かおとといの新聞に載っておりまして、その地域計画の中に今度農業として集積を進める地区と、植林して林業に切り替えるとか別の耕作に変えるというふうにエリア分け、ゾーニングするような話がまた昨日ぐらいの新聞とかに載ってまして、日々検討内容がいろいろ変わってきております。

これまで中心的経営体一辺倒の書きぶりだったのが、長期にわたって農地を維持、拡大できるような兼業農家であれば、多様な経営体ということで中心経営体と同じようにリストアップして、そこに集めていくというような話も検討の中に入っているみたいで、結構中身についてのいろんな検討をされているという状況でございます。

ただし、10年後のマップに向けての作業というのが、しかも、1筆ごとに人を張りつけるというのが大変な業務量になるものですから、各市町の首長会とか、あっちのほうからは慎重論がいっぱい出ているという背景を聞いておるところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

天本議員。

**○2番（天本 勉君）**

先ほどの答弁で、農水省では人・農地プランの法定化ということで、その制度見直しは今現在行われていると、検討されているという状況でした。スケジュール的には法定化が決定された後に、令和4年度を制度の周知と地域の体制づくり、令和7年度を目途に農地集積の目標地図を含む人・農地プランの作成、令和4年度中に策定に向けた協議会を設置し、計画の検討を進めていくということで先ほど答弁されました。

私も新聞を読みましたが、基盤強化促進法に基づく相対貸借の廃止という項目がございましたですね。この貸借の廃止、そこら辺りはどうか、お尋ねをいたします。

**○議長（重松一徳君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

これは今も物議を醸している項目でございまして、要はふだん貸し借りについては貸手と借手が相談し合って決めて、その手続を農業委員会等に相談してくるのが一般的なんですね。そういったことでしていくと、各個人個人が相対で貸し借りしていくと、中心的担い手のほうに誘導がしにくいと。ですから、先ほど言いましたように、マップを作って、その中で色

分けをして、ここに中心的経営体を集めようというプランがもしできたら、そこに誘導するためには相対を直接するなど、一旦は事務局側に預けなさい。貸す意向を聞いて、事務局側のほうで、じゃ、中心的経営体にまずは振って借りてくださいと。それが無理のときには先ほどの相対のようなことになると思うんですけども、そういったことを想定してこういうふうに関係での手続を廃止というのが検討の一つとして上がっていたと。それは今も検討の中に入っておりますけど、それが果たしてうまくいくものなのかというのが結構今現場のいろんなところから声が上がっている状況ではあります。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

本当に人・農地プランの実質化は、今後、基山町で大きなポイントを占めてくると思いますので、十分地元の方と協議をしながら進めていただきたいと思います。

最後に、(7)の基山町農業・農村振興整備事業補助金についてお尋ねします。

町長にお尋ねします。

この補助要件として、私もこの前、農林水産業施設災害復旧事業の国庫補助対象外の40万円以下の補助について盛り込めないかという質問をいたしました。厚生産業委員会でも補助要件の適宜最善化や、近年の豪雨によって農地の維持管理も厳しい中で、負担軽減とか生産意欲の向上に寄与するように施策を行っていくよう提案されたところでもあります。

この要綱が令和3年12月17日に告示、施行されております。審議した内容が何も生かされていない、誠意が見えない対応ということで、何か告示前に内部でその辺りは十分検討されたかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

すみません、もう一度お願いします。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

この設置要綱ですね、この要綱については令和3年12月17日、この要綱では国の補助対象

となったものは除くということでされておりますね。それで、昔は20万円でしたけれども、40万円以下に上がって、その補助対象にならなかった分もこの要綱に盛り込めないかということずっと質問をされて、厚生産業委員長報告でも、先ほど言いましたように、対応するような形の委員長報告でありました。

そのことで、私は別表に加えたらどうですかとか言いよりましたけど、その辺りはどうですか、お尋ねします。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

すみません、もしかしたら事前に担当課にその辺の話も来ていたのかもしれませんが、私に全くそれが来ていないので、初めて今来た話なんですけど、基本的な考え方を説明いたします。

個人の財産については慎重に考えなきゃいけないというふうに思っているんで、例えば、さっきの農地集約化のときの交付金という提案もあっていましたけれども、あれもどこに出すかによるんですけども、農地という個人の財産を持っている人に対して、それを維持するために出すということになると、これは税の公平性から考えて問題ではないかというふうに思います。

今回も農業の用水路であったり、いわゆるそういう施設に対しては今回見るというふうな形にしたんですが、いわゆる農地そのものに対しては今の国の制度のところとどめるという話を何回も私はしているつもりなので、答弁があるたびにそこはしています。それは将来的には変わっていくかもしれませんが、非農家の方もたくさん世の中にはおられますので、今は少なくともその辺りのコンセンサスも取っていく必要があるんじゃないかなと思っています。なぜならば、農地が壊れたときに補助するんだったら、宅地が壊れたときも補助しなきゃいけないということになりやせんですかという話ですね、簡単に言うんですけどね。農地だけが特別じゃなくて、財産の一つに違わないんじゃないですかという議論はずっとしているつもりなので、ぜひその議論をさせていただきたいなというふうに思います。そして、そこら辺の整理をきちんとしていかなきゃいけないし、今回も用水路とか、そういう公的な色彩が強い部分については補助をするという仕組みに変えたつもりなので、そういうことはどんどんまた前向きにやっていきたいなというふうに思っております。

さっきの交付金の話も、どういう仕組みにするかによって、下手にすると農地を持ってい

る人たちに対しての補助みたいな感じになってしまうとまずいなというふうに思います。そこから辺りをぜひ一緒に考えていけたらいいなというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

建設課長に確認をいたします。

普通、農地とかのり面が崩れた場合、災害復旧というのはとにかく原状復旧が基本ですよ。元通りにすると。それを例えば、擁壁ですね、石垣とかブロック積みで改良する、それは対象になるか。

何で私がこういう質問をするかという、ある現場も行ったんですけど、土羽が崩れたと。それで、自分は高齢だから農業ができない、人に貸すと。だから、ブロックを30メートルぐらいされて、そして、のり面をちょっとされて、個人で110万円使って貸してあるんですよ。今、貸借されているようですが、そういう場合はこの要綱の対象になりますかどうか、お尋ねします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

町単事業であります整備事業は私のほうの担当ですので、私のほうから説明させていただきます。

議員がおっしゃるのり面の整備についてでございますが、今回、整備補助金の中の要綱による規定でいきますと、圃場整備ということで10分の4という率は上げさせてもらって、要件を0.5ヘクタール、5反ということにしております。これは基本的には区画整理とか畝町倒しとかで形状変更によって圃場を整備する場合の率と要件にしておりまして、その中で、例えば、1枚5反以上のものがあって形状を大きく変更するようなものがあれば、のり面の工事も対象になるかもしれませんが、基本的に小規模のところの一部ののり面を整備するだけということになりますと、その費用対効果について補助金制度で支援するというのは財政上大変だろうということで、そこはこの整備補助金の検討段階では含めてはおりません。

○議長（重松一徳君）

時間になりました。

○2番（天本 勉君）

指名がありませんけど、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（重松一徳君）

以上で天本勉議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時41分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、中村絵理議員の一般質問を行います。中村絵理議員。

○1番（中村絵理君）（登壇）

皆様こんにちは。1番議員の中村絵理でございます。傍聴にお越しいただきました皆様、いつもありがとうございます。実は朝からテレビを見ていて、今どんどんロシアがウクライナに侵攻してきていて、普通の生活が、世界は一つなのに何でこんなになるんやろうかと。母の介護とか、いろんな日常の問題でぐちぐち言っている自分が何か情けなく悲しく思いながら、本当にこの侵攻が早くやんでくれることを願っております。

さて、今回の私の質問事項は2つでございます。まず1つ目は、行政職員における働き方改革について、2つ目は、町内の発掘調査に伴う出土品の取扱いについてでございます。

それでは、質問事項1、行政職員における働き方改革について。

厚生労働省が2019年に発表した定義によれば、働き方改革とは、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにする改革、一億総活躍社会を実現するための改革とされています。政府がこの活躍社会を目標に上げた背景には、労働力の主力となる生産年齢人口、15歳から64歳が想定以上のペースで減少しておるため、このままでは国全体の生産力が低下し、国力の低下も避けられないと判断したことによります。

既に国内のあらゆる業種、業界ではこの取組が本格化、あわせて、全国の府省や地方自治体の行政機関においても様々な取組が進められているところですが、実は最近、私のところには、昔もちょっと聞いておったんですけれども、町民の方々から町の行政職員の労働につ

いて心配だというお声が聞こえてまいっております。

今回は町の職員の皆さんの働き方改革について質問をさせていただきます。

町長にお尋ねをいたします。

- (1)年休、育休の過去5年間の取得状況をお示してください。
- (2)職場内でのセクハラ、パワハラ等があった場合、対応はどのように行うのでしょうか。
- (3)衛生委員会の開催と産業医の巡回はどのようになっているのでしょうか。
- (4)働き方改革に向けてどのような取組を行っていらっしゃるのでしょうか。

次に、質問事項の2、町内の発掘調査に伴う出土品の取扱いについて。

この基山町には、特別史跡基肆城跡、由緒ある神社仏閣や出土品など、多くの歴史的文化財が身近に存在しています。私たちはそれらの資料の一部を町立図書館の展示スペースで見ることができます。しかし、発掘調査は、開発事業に伴う調査量の増加などの理由によって、多くの地方公共団体は増え続ける出土品の取扱いに苦慮しており、その取扱いの在り方は文化財保護行政の大きな課題であることは一般的にあまり知られてはおりません。

今回は歴史まちづくりを推進する基山町における出土品の取扱いの現状について質問をさせていただきます。

教育長にお尋ねいたします。

- (1)出土品保管管理の基準はあるのでしょうか。
- (2)現在、保管している出土品は何点ほどあるのでしょうか。
- (3)保管している出土品の種類と保管場所をお示してください。
- (4)出土品の整理作業はどのように行っているのでしょうか。
- (5)増え続ける出土品の管理と保管をどうするのでしょうか。

以上、1回目の質問を終了いたします。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）（登壇）**

中村絵里議員の一般質問に答弁させていただきます。

1の行政職員における働き方改革についてを私のほうから、そして、2の町内の発掘調査に伴う出土品の取扱いについてを柴田教育長から答弁させていただきます。

- 1、行政職員における働き方改革について。

(1)年休、育休の直近5年間の取得状況を示せということですが、年次有給休暇の取得状況は、平成28年が7.0日、平成29年が7.1日、平成30年が7.5日、令和元年が7.5日、令和2年が8.0日となっています。

また、育児休業の取得者としては、平成28年度が5人、そして、平成29年度が5人、平成30年度が6人、令和元年度が4人、令和2年度が6人となっております。

(2)職場内でのセクハラ、パワハラ等があった場合は対応はどのように行うかということですが、基山町職員の職場におけるハラスメントの防止に関する規程を定め、全職員を対象にした職員研修を行った上で、令和2年4月1日から施行しております。相談窓口としては、苦情相談員4人を職員の中から任命し、セクハラ、パワハラ等の事案が仮に生じた場合には、まず苦情相談員が話を聞き取りすることとしています。苦情相談員は、相談記録表に相談内容をまとめて総務企画課へ報告いたします。総務企画課では複数の職員により事実関係の調査及び確認を行った上で、必要があれば副町長を中心とした苦情処理委員会を設置し、対応を行っていくという流れとなっております。

(3)衛生委員会の開催と産業医の巡回はどのようになっているのかということですが、衛生委員会につきましては、基山町職員安全衛生管理規程で、毎年1月、5月及び10月に開催することとしております。直近では本年1月27日に開催いたしました。

また、産業医の巡回につきましては、衛生委員会開催時に産業医も含めた委員全員での巡回を行っているところでございます。直近では昨年10月28日に基山保育園の職場を巡回しているところでございます。

(4)働き方改革に向けてどのような取組を行っているのかということですが、仕事と家庭の両立のためにワーク・ライフ・バランスの推進の需要が高まり、仕事に対する価値観の変化や夫婦共働きが多くなるなど、ライフスタイルが多様化している中、働き方に対するニーズも多様化しているところですが、常勤、非常勤にかかわらず、全ての町職員がそれぞれの能力を十分に発揮することができる環境をつくること、ひいてはサービスの質の向上へもつながり、働き方改革の大きな役割ではないかというふうに考えておるところでございます。

具体的な取組といたしましては、国の制度等を参考に、労働時間の縮減策としての時間外労働の上限規制、人事評価制度、自己申告制度、職員提案制度の活用、女性職員の管理・監督職への登用推進、障がい者雇用の推進、非常勤職員におきましては会計年度任用職員制度

を導入した処遇改善などを行っているところでございます。

以上で私からの1回目の答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

柴田教育長。

**○教育長（柴田昌範君）（登壇）**

私から中村絵理議員の御質問の2、町内の発掘調査に伴う出土品の取扱いについて、(1)出土品保管管理の基準はあるのかについてお答えいたします。

埋蔵文化財保護対策等九州地区協議会が作成した「九州地区出土品の取り扱い基準」があり、それに基づいて行っております。

次に、(2)現在、保管している出土品は何点ほどあるのかについてでございますが、出土品はコンテナに入れて整理、保管をしております。1つのコンテナに50から1,000点ほどの出土品が入っております。現在、保管している出土品のコンテナ数は、令和4年2月末現在で1,000箱となっております。

続いて、(3)保管している出土品の種類と保管場所を示せということについてですが、保管している出土品の種類と保管場所は、庁舎に町内遺跡出土品及び弥生時代かめ棺等407箱、庁舎車庫棟に町内遺跡出土品533箱、図書館収蔵庫に重要物品60箱を保管しております。

続いて、(4)出土品の整理作業はどのように行っているのかについてです。

出土品の整理作業は、本調査実施の翌年に報告書作成のために行っております。具体的な作業としては、水洗い・リスト作成、乾燥、接合・複合、遺物の実測を行い、最後に写真撮影を行っております。

最後に、(5)増え続ける出土品の保管と管理をどうするのかについてでございますが、町内遺跡の整理作業は今後も継続していきますので、当面の間、出土品も増え続けると考えております。したがって、庁舎内に置いている出土品も含め、保存先をどこにするのか、今後検討を行ってまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

**○議長（重松一徳君）**

中村議員。

**○1番（中村絵理君）**

ありがとうございます。それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、1番目の行政職員における働き方改革についてでございますが、まず、総務企画課長へお尋ねいたします。

私、御回答いただいたときに、令和2年の年次有給休暇8日ということで伺いましたが、令和2年の対象者数と、それから、取得率を教えてくださいませんか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

令和2年の対象者でございますけれども、105人、取得率といたしましては20.7%となっております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ありがとうございます。

私、実は基山町のホームページ、基山町人事行政の運営等に関する状況という資料を、令和2年は出ていなかったもので、その前の直近6年、出ている限りを全て調べたんですけれども、回答いただいている範囲では、毎年、年次有給休暇のほうは取る人が増えているということで、これは一見するとそうなんですけれども、令和2年は少しはほっとしたんです。ただ、その対象者という、私は年休を取りたいという人たちの人数が、遡って2014年、平成26年は119人だったのが平成27年は128人ということで、そしたら、平成28年、平成29年、平成30年と令和元年というのは一気に100人を切っているんですね。どんどん下がってきて、92人と。取得率は令和元年のときには全体の19%しか年休の申請をしていないんだなど。職員の数はやっぱり増えてきていますね。2014年、平成26年が136人から、今は150人まで増えている。だから、これは何か理由があるのかなど。

今お答えいただいたのは、8日取れているし、105人に対象者が増えていますね。年休を取る方が増えてきている。取得率は20.7%に上がっている。

これをひとつお尋ねしますが、これは会計年度任用職員もこの対象に含まれるという認識でよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この状況のお示ししている部分につきましては、一般行政職になります。しかも、調査対象期間の全期間を在職した一般職員という形になりますので、実数とは若干異なってくるといことで御認識いただければと思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

しかしながら、やっぱり私の周りの町民の皆様から、最近、役場に明かりがともっているんですよと、こうこうと夜ともっているんですよと。これは前も私、一番最初にこの議会で質問をしたときに、そういう声を聞いていたので、えっ、まだそうなのかと。役場の中に入ると暗いんだよねと。何か職員たちに笑顔がないんだよね、何かあったのかとやっぱり聞かれるわけですよ。だから、多分新型コロナウイルスとかで皆さんすごい忙しいのかなと、多分そうじゃないですかとも一応は言うんですけども、でも、これは今までのこの資料、実数とはそんなに合っていないとおっしゃったけれども、一気に年休の取得数も減っておるし、これは何か問題があるのかなというふうに考えたので、今回はこの働き方改革について質問をさせていただいております。

これは部署によって取得の差というのは出てくるものなんではないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

当然、部署によっても繁忙期も違いますし、あと、先ほど議員おっしゃったように、現在、コロナ禍ということもありますし、例えば、選挙が1つありますと、その期間中、非常に多忙を来したりとか、そういった意味での業務がそれぞれ違いますので、そういった部分もあると思います。一方、やはり権利の行使の部分でございますので、職員そのものの考え方にも違いがあるのではというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それで、私、タイムリーに実は佐賀新聞で3月1日付で読んだものがあるんですけど、内

閣府の会議で自治体の計画を最小限にすべきであると。補助金と連動しているから義務づけが増加するとか、こういうのが出ておって、これはどういうことかという、国が自治体で作成を義務づけている計画の数、結構いろいろな計画がありますね。これが1つの計画を作成するには膨大な労力が必要であると。特に小規模町村の負担が大きいと。これは計画の作成義務を今後必要に応じて最小限にしたらいんじゃないかと、そうしてくれと。じゃないと、自治体の職員たちがへたへたになってしまうと、簡単に言えばそういうものかなというふうに私は理解したんです。

だから、担当の職員たちが、うちは町ですから、そんなに多くないから、多分一人の担当の方が幾つもの計画作成とか報告とか、途中変更があったらいろんな申請とか、そういったのをもしかしたら抱え過ぎているんじゃないだろうとか、私はこれを読んでそう思ったんです。これも、夜、明々と電気がともっているという一つの原因になるのかしらとか思ったりもしたんですけれども、もしかしてほとんど有休が取得できない職員もいるんですか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回そういった御質問もいただきましたので、少し確認をさせていただきましたけれども、年休を全く取得しない職員もゼロではございません。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ということは、年休は申請すれば取れるんだけど、要は忙しくて取れない人もいるんだという認識でよろしいですね。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

一概に業務だけではないと思います。その人の年休に対する意識というか、そういった部分もあると思いますので、一概に業務だけで年休を取得していないということではないのではと思っております。ちなみに、直近で申し上げますと、令和3年で1名でございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

分かりました。

これは令和2年度に総務省が公表した地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果で、年次有給休暇の使用状況によれば、全国の市区町村職員の平均年次有給休暇、それは令和2年では11.1日なんです。全国の市区町村でも11.1日。徐々に増えてきているんですよ。けれども、基山町は令和2年でまだ8日ですね。ということは、今、課長がおっしゃったような個人の性格とか状況、いろいろ調べてみたら、まず、有休を取る余裕がないところは激務的に忙しい部署、業務量が多い方、あとは個人の性格と。なるほどと。休むと申し訳ないとか、責任感が強過ぎて有休を取ると周りによく思われぬとか。

だけど、これはもうちょっと地ならしをせないかんのやないやろうかと私は考えておりますが、これは課長にお尋ねいたします。どのような改善を行えば取得率がもうちょっと上がってくるとお考えでいらっしゃいますか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この部分というのは、やっぱり職員それぞれの意識というものもありますし、もう一つは、やっぱり職場の雰囲気というのもあると思いますので、そういった分を含めて、上司である係長とか課長のほうが少し声かけをして、そういったリフレッシュの部分についても促すとか、そういったことも必要ではないかと思っております。

一方、例えば、夏季休暇というのが特別休暇でございますけれども、これは7月から9月の間に3日間でございますが、こちらの取得率はほぼ100%でございますので、そういった意味で、計画的に計画書を作成して休むというのも一つの方法ではないかと考えます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それでは次に、基山町が公開している人事行政の運営等に関する状況の資料によれば、今度は育児休暇の取得数が出ておりますけれども、私が持っている資料では平成26年度から令

和元年度までは男女の比が出ているんですが、もしかして令和2年度から始まって、どなたか男性の方がいらっしゃるとか、そういうのはあるんでしょうか。男女の比較を何名か教えていただけますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今お尋ねいただいた令和2年度については、全員女性でございます。まだ令和3年度が終わっておりませんので、状況としてはまた少し変わりました。短期間ではございましたけれども、男性が1名取得をしたという実績は令和3年度については報告できるのではと思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

そうですね、今、佐賀県もパッピー・ツー・ウィークスとか、それから、佐賀市長も12月から育休をお取りになっているということで、これは町長にお尋ねをさせていただきます。男性の育児休暇取得の推進を今後基山町はどのように進めていこうとお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私はこの分野にはすごく先端的な人間だというふうに思っています。前職の時代も人事を担当しておるときに、男性の育児休業1号、2号をやっております。それから、ここの基山町に来て、この育児休業をうまくやるためには臨時的任用が必要なんですけど、臨時的任用制度が基山町にはなかったんで、平成26年に来てすぐに臨時的任用制度を導入して、あのときは女性だけだったんですけど、安心して取得できるようにしているところでございます。

男性についても当然ながら、私が人事をやっているときには、ただし、それはどっちかに何がしかの理由があったときには男性も取れるという、例えば、女性のほうが忙しいとかいうケースの場合に大体最初はなっていたんですけど、それが去年か改正になって、女性も休んで男性も休んでオーケーというふうな形になったわけですね。

だから、あとはそれぞれの業務で、先ほど言われたように残業が増えているという話、一

度ぜひ午後7時ぐらいに役場を回っていただいて、人から聞いた、こうこうと輝いているとか、暗い顔じゃなくて、ぜひ午後7時ぐらいに役場を見て回っていただければ、どんな雰囲気か分かっていただけると思いますが、逆にいえば、急に休まれると、また長期で休まれると、その辺のところの問題になってくると思いますので、その辺の仕事の分担の整理をする。そして、育児休業を男性が取る場合には、女性と同じように早めに告知しておくみたいな、そういう配慮がないと、なかなかうまくいかないのではないかなというふうに思うところでございます。だから、その辺のところを今後徹底していきたいなというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

私も一回、日曜日の夜8時ぐらいに見に行ったら、ある部署にはこうこうと明かりがついておったので、これは大変だなとは思ったんですけど。

この育休に関しましては、町長は先端的な考えをお持ちでございますので、ぜひこれをもうちょっと基山町の職員たちの中にも広げていただいて、最近、男性の方も育児休暇を取って、子どもの成長を確認しながら、両方の親で育てていくという、この形はとても理想的だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから次に、職場内でのセクハラ、パワハラ等があった場合、対応はどのように行うのかということで御説明をいただきました。

まず、基山町職員の職場におけるハラスメントの防止に関する規程を定めて、全職員に研修を行って、令和2年4月1日から施行していると。相談窓口は苦情相談員4人を職員の中から任命されて、セクハラ、パワハラなどの事が起きた場合は、まず、苦情相談員が話を聞き取って、相談記録表に相談の内容をまとめて総務企画課へ報告をします。そうすると、総務企画課が複数の職員により事実関係の調査と確認をして、必要があれば副町長を中心とした苦情処理委員会を設置し対応しますということでございましたが、私、基山町職員の職場におけるハラスメントの防止に関する規程について、例規集を調べたんですけども、掲載されていないと、ほかの規程なんかは掲載されておりますでしょう。だから、これがどういう内容なのかというのをちょっと簡単に教えていただきたいのと、掲載しないのかな。してもらえるとありがたいんですけども、そのことをよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは未掲載例規については、特にこの分について掲載しなかった理由というのはございませんけれども、施行するに当たっては、特に内規的な要素でもございましたので、職員に対して研修を行って、その後に施行いたしておりますので掲載をしていないということで、掲載したほうがよいという御意見であれば、少しその部分については検討させていただきたいと思います。

実際の内容でございますけれども、主な内容につきましては、先ほど町長のほうが答弁をいたしましたとおりでございます。これ以上、これ以下でもないというか、そういった状況でございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

掲載につきましては、ほかの市町でも、すぐ近場やったら、熊本県の御船町ですか、ここもちゃんと職場におけるハラスメント防止に関する指針とか、こういった類いをちゃんと公表していらっしゃるので、ちょっと前向きな姿勢なのかなというふうに思った次第でございます。

こちらは昨年の実績とかはあるんでしょうか。何かこういう相談があったとか、件数だけでも結構です。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

相談件数としては、あっておりません。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

1回目の回答をお伺いしていると、非常に抽象的というか、この文面というか、何となく私がもしそういう立場やったら、何か相談しづらい雰囲気やなと思うんですけど。

まず、ここでハラスメントに関する考え方というのを、「広報きやま」令和3年11月1日号に佐賀県労働局雇用環境・均等室の紹介文が載っていて、令和4年4月1日から職場におけるハラスメント防止対策が中小企業にも義務化されると。パワハラとは何ぞやとかいうことを書いてあって、「職場におけるハラスメントでお悩みの方は、佐賀県労働局雇用環境・均等室にご相談ください」と書いてあるんですね。さらに、その部分には令和2年度町民一般意識調査からの引用で、職場におけるハラスメントをなくすため、防ぐために必要なことは何でしょうかという町民の皆様のお答えが、第1位「職場における相談窓口の設置」、これが50%を超えていましたね。それから、第2位「就業規則などの社内規定へハラスメント禁止事項を盛り込む」、これも50%を超えていたと思います。それから、3番目は「職場における実態把握のためのアンケート調査等の実施」、こういう類いがやっぱり町民の皆様はこうあったらいいなと思っていらっしゃるんだなと思いました。

基山町もそういう防止に関する規程をつくっていらっしゃるので、それから、職員の中から任命されて、総務企画課に行って、必要とあらば副町長が責任者という形になるんですが、実は私はここでふと思ったのは、じゃ、果たして私がもし基山町の職員やったら、何かあったときに身内に相談できるんやろうかと思うわけですよ。だから、極端な話、自分が受けている場合による。職員全員の中から任命されるとあるけど、例えば、町の中に独立した、誰でも行けるような部署を共同で設置するとか、もしくは外部から全く職員とは関係ない有識者の方とかを入れてくる、そういうことは必要じゃないだろうか。課長にお尋ねしますけど、私は基山町はないんやろうと思うけど、例えば、もし自分が職場でパワハラを受けているとか、セクハラを受けているとか、そういうときに、それが自分よりも立場が高い人たちやったら、それを小さい町の中でその職場の相談員の人たちに言えるのだろうか。もし課長やったらどう思われますか。

**○議長（重松一徳君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

実施をする中では、きちっと研修をさせていただいております。また、新規職員等が入った場合については、そのガイダンスの折にでもそういった御説明をさせていただいております。

そうした中で、相談窓口としても、例えば、総務企画課だけということではなく、総務企画課、保健センター、それから教育委員会など、相談できる部署の相談窓口も分散をさせて

おりますので、そういった意味では、特に問題なく、もし受けたとすれば御相談していただけるのではないかと考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

今、課長やったらどう思うかなというふうに私は伺ったんですけれども、私は何でこういうことを言うかという、私は実際に以前の職場でパワハラとかセクハラを受けていたんですよ。それで、本当に怖くて、誰がパワハラしているか、誰がセクハラしてくるか。私の上の上司と、それから、その組織のトップなんです。そういう方たちがいっぱいいたんです。でも、皆さん自分の生活がかかっているから我慢するんです。だから、私が実際に受けてきた人間だから。何でかといったら、部下をかばったからです。これが一番厄介なのは、そういう方たちは自分がそういうことをやっているなんて全然認識していないんですよ。だから、ここも女性の管理職の登用とか、それから、女性をもっとたくさん入れなきゃいけないとか、男女共同参画だと言われるけれども、そういうことも含めて、今後、万が一のことを考えて、職場の職員とか、課長とか、上司とかではなくて、ほかからも1名、そして、公平な見方で見ていただける方、そういう方たちを入れたら、そういう御検討をしていただけたら大変ありがたいなど、実際の被害者として私はそう思っておりますが、どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういった御意見もあるということで承っておきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

どうぞ前向きに御検討をお願いいたします。

それから、(3)の衛生委員会の開催と産業医の巡回はどのようになっているんだろうかということで、衛生委員会は基山町職員安全衛生管理規程により毎年1月と5月と10月の3回をやっています。直近1月27日。産業医の巡回は衛生委員会を開催するときに、産業医を

含めた全員で巡回をいたしますと、この間、基山保育園ですということでした。

これに関しまして、私も産業医の面談を受けたことがあるから、その内容は大体分かるんですけども、ここは安全衛生管理者の責任者は副町長ということになっております。

まず、教えていただきたいんですけども、衛生委員会と産業医の巡回についての構成員の内訳を教えていただいてもよろしいですか。産業医の先生が何人ぐらいいらっしゃるかと、そこら辺をお願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

現在、基山町衛生委員会につきましては、10名で編成をさせていただいております。安全衛生管理者として、先ほど御案内がございました副町長、それから、衛生管理者として本町職員、それから、安全衛生推進者を2名、こちらは教育委員会から1名、保育園から1名、2名の職員を任命しております。それから、産業医として内科医の先生1名、精神科医の先生1名、それからあと、委員として、こちらのほうについては、どちらかという労働組合の推薦も必要だろうということで、労働組合のほうから推薦をしていただいて、4名の職員を任命させていただいております。

**○議長（重松一徳君）**

中村議員。

**○1番（中村絵理君）**

もう一つお尋ねをしてよろしいですか。私ももう一回、どのような会議とか、その内容ですね、巡回がどのように行われているかというのを、この間の保育園とかありますでしょう。そういうところを差し障りのない範囲で簡単に教えていただけますか。

**○議長（重松一徳君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

定例の会議については、職場点検だけではなく、時期によって異なりますけれども、例えば、職員の健康診断を行っておりますので、内科医の先生に受診された方の受診結果を見ていただいて、その分についての分析をいただいたり、あとは、先ほどの年休の取得状況であったり、それから、時間外の状況であったりとか、そういった部分についての協議なども

少しさせていただいておるところでございます。

直近の基山保育園の職場点検では、基山つ子みらい館が新設されましたので、その状況の調査ということでさせていただいたところでございます。全体を約2時間から3時間ほどかけて、くまなく現地の調査をさせていただいたところです。そういった中で、例えば、給食室の状況であったりとか、あと、教室の状況で少し問題ありというところもございましたので、そういった部分については、次年度の予算で改善をさせていただく部分もございますし、現行の予算の中で解決できる部分もありましたので、そういった部分については、前回の衛生委員会の中で報告を受けておるところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

中村議員。

**○1番（中村絵理君）**

ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっと副町長にお尋ねをしたいんですが、こちらの安全衛生管理者のお立場として、これはとても大事なことだと思っているんですけども、この管理規程に基づいて日頃から基山町の職員たちにどのような配慮を実行されているのか、気にしてやっていらっしゃるのか。日頃から職場を1階、2階、3階とか見回っているとか、何か具体的にそういうのがあれば教えていただきたいと思うんですけど。（「個人的に」と呼ぶ者あり）はい、個人的に管理者として。

**○議長（重松一徳君）**

酒井副町長。

**○副町長（酒井英良君）**

私が個人的には、やはり職員というのは人材ですね、宝ですので、職員がいないと業務も回りませんので、健康管理とか、衛生委員会ではさっき言った年休の取得状況とか時間外の状況とか、そういうものを検討しますので、年休等が少ないところについては年休を取るよう管理職のほうから指導というか、そういう周知をしてくれ。残業についても、病気とかにならないように、そういう配慮をお願いしたいということで常日頃から言っているところでございます。

職場についてもいろんな職場環境がありますので、その中で、もし職員がいろんなそういう状況であれば、職場の改善も必要なところは当然改善をしていくということを思っている

ところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

どうもありがとうございます。やはりこれは職員の心と体の健康のことですから、いろんな秘密保持とか、そういう関係上も表には出せないものですから、だからこその細心の注意を払って、この会のトップですので、そういうお気持ちでいらっしゃるということ伺いましたので、安心いたしました。ここが一番大事なところなので、場合によっては見えないからおざなりにされているとか、そういうこともあり得るので、これからもぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(4)の働き方改革に向けてどのような取組を行っていらっしゃるのかということで、ちょっとうれしいお言葉ですね。常勤、非常勤にかかわらず、全ての町職員がそれぞれの能力を十分に発揮することができる環境をつくるのが町民の皆様への一番のサービスの質の向上へつながると、これが大きな役割だと考えるということで、7つほどいろんな制度のことを書いてあるんですが、今回、私はこの一個一個よりも、今、副町長もおっしゃった、まず1つ時間外労働ですね、このことで、今まで水曜日はノー残業デーというのがありましたね。これは実行状況はどうなっていますでしょうか。課長、よろしくお願いします。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

本町では基本、毎週水曜日をノー残業デーということで取組をさせていただいておるところでございます。特に、第3水曜日については、佐賀県のほうもそういった取組を男女共同参画の中でされておりますので、その日については特に就業後に、17時半過ぎぐらいに庁内のアナウンスをさせていただいておるところでございます。

そういった中でも、100%水曜日にそういった状況になっているかということ、非常に難しいところもございます。やはりそこについては、業務の都合上やむを得ない部分もあると思いますので、そういった部分については、ほかの日に、少なくとも週に1回は早めに退庁していただくようにということでお願いはさせていただいておるところでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

### ○1番（中村絵理君）

やっぱり私が思うに、管理をされる側はなるべくそういう規則に沿ってやっていってこれというようなアナウンスとかをされていると思うんですけども、ただ、実際これが生かされていないというか、やっぱり思うに、仕事量が多過ぎるんじゃないだろうかと。それも個人差があって、終わらないから残らざるを得んし、帰れと言われても、仕事が終わらんと次が重なっておるから、やっぱりやっていかなきゃいけないと。だから、このところが非常なジレンマだとは思っています。私も以前の職場は365日休みなしでした。上司に管理されているから、しょっちゅう電話がかかってくるんですよ、今どこにいるんだ、何しているんだと。私は気が狂いそうでしたね。

休まなくてやれる人もいますよ。だけど、人は休まないでリフレッシュできないんですね。本当に心身ともに疲弊して効率は落ちてくるし、でも、やらなきゃいけないし、やるし。この仕事はいつ終わるっちゃろうと。これが終わったらもう次があると思ったら、みんな後ろ向きな思考回路になるんですよ。もう考えなくなるんですね。また、先ほど一番最初におっしゃった人の性格にもよるというところ。日本人はすごく協調性があるから、周りが、隣が残業していると、私も帰っちゃ悪いかと思うんですよ。だから、やっぱりそういう休みやすいというか、休みますと言えるような環境づくりは必要だと思うし、ほかの仕事とか兼任とか、人が足りんと、私なんかも一人で全部やらされとったんですよ、絵理ちゃんしからないからさと言って。あなたはできるからさってやらされてたんですよ。本当に1か月146時間とか、朝は始発の夜の終電とかを毎日。でも、あれはまだ若かったからやれていたんですけどね。おかげで病気になりましたけど。

でも、これは今のこういう自治体や国の問題もあるから、なかなか解決は難しいかもしれませんが、先ほど一番最初におっしゃられた夏休みとかいう話が出てきましたけど、ここで1つ提案が私がございます。今、基山町は7月から9月の間に取れるのが3日間ですね。これは皆さんが取らないかん、これは100%の取得率だとさっきおっしゃっていて、それやったら、これを5日間にしたらどうやろうかと。みんな100%取らないかんので。これを佐賀県内の自治体で調べたら、まず、県は5日間、それからあと、10市がありますけど、神埼市以外はみんな5日間ですね。それと、町は玄海町、江北町、基山町、みやき町、上峰町以外の残り5つは全部5日間なんですよ。それとともに、取得できる日にちも融通を利かせ

て、6月から10月までとかいうのがかなり多いですね。あとは遅くても7月から10月とか。これだと、日本の方は周りに遠慮しちゃうから、ああ、みんなが休むんやったら休んでいいやんと。そしたら、この長い5日間の中でリフレッシュして、また仕事を頑張らしましょうと、何かそういうのはできんのだろうか。既に県もこれだけのものを導入しているから、ここについては、ちょっと5日間に見ようかなとか、そんな話は出ているんでしょうか、もしくはまだ全く検討していないとか、そこら辺、課長いかがでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

この件については、労働組合のほうからの要求としては、今おっしゃったような形で要求をいただいております。つい先だってからも事務折衝をさせていただいて、その話もさせていただいたところでございますけれども、本町の場合は労働条件に限らず、給与体系についても基本的に国家公務員に準拠をさせていただいております。そういった中では、今のところまだ国のほうが3日ということもございまして、この部分については今のところ3日をお願いをしたいと、国家公務員に準拠をさせていただきたいということで話をさせていただいております。

一方では、やはり年休の取得を向上させるというところがございますので、この部分については、逆に夏季休暇の取得率がいいから、そちらに移すとなると、また今度は一方では年休の取得状況が落ちる可能性もございまして、ある意味、そういった年休の計画的取得の方法を少し、例えば、計画書を出して何日分はやってみるとか、そういったところの検討が必要じゃないかということで組合ともお話をさせていただいたところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

中村議員。

**○1番（中村絵理君）**

そうですね、基山町は国に従うというふうなことをやっていらっしゃったんだろうと思うけれども、でも、意外とほかの新型コロナウイルスとか、そういうのでは県が動けばみたいなこともおっしゃるし、だから、別にそこにこだわらなくても、県もやっているし、市もやっているし、町もやっているからということで、町長も結構いろいろと新しいそういう前向きな考え方をお持ちなので、そこら辺はもうちょっと柔軟に考えてもいいんじゃないかな

と私は思っております。

さらに、夏休みが5日あったとしても、そのほかに年休の取得率も上がればいいわけで、それが下がるということはないわけで、だから、そこら辺はもうちょっと——やっぱり休みを取らないと、みんな本当に疲弊するんですよ。休んでいる人には分からんけど、休めていない人は本当に苦しいんですよ。だから、管理をする皆さんの側としては、そこら辺をもうちょっと前向きに御検討をいただきたいと思っております。

それと次に、人事異動、これも私は1つ引っかかっているのがあって、人事異動はいろいろ調べると、一般的に公務員の方は3年ぐらいで異動するんだというのが調べておったら出てきたんですけど、ただ、ちょこちょこ見ていると、基山町の中では1年ぐらいで異動になったりとか年度途中とかで異動になっている方もいるんやないやろうかということを考えてはいるんです。

これは町長へお尋ねをしたいんですけれども、人事異動の基本的な町長の考え方というか、そこら辺があつたらちょっとお教えいただきたいと思います。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

基本、人事に関しては専権事項だと思っているので、一般質問にはすぐわないかとは思いますが、私は何にでも答えますので、きちっと答えさせていただきます。

まずは適材適所というのを大事に考えております。基本、3年は3年なんですが、例えば、体調を壊したり、何かの理由でどうしても早く替えてあげなければいけないようなケースは早く替わるケースがあつたり、それから、将来的にはいろんなところを経験させるべき人材だと思ふような場合は、また短い期間で異動させるような形をしております。そして、人事異動に当たっては、本人からの希望調書をきちんと取って、それを熟読させていただくとともに、一人一人の面談も私自身もやらせていただいているところでございます。人事をきちんとすることが、やっぱり仕事をよくしていくことだと思ふし、それがひいては基山町をよくすることかなというふうに思っているところでございます。

平成26年に基山町に来たときには、病気休職とか病気休暇の人が多かつたんですけど、今、幸いなことに病気休暇とか病気休職が激減しておりますので、そういうことも含めて、先ほど副町長が言ったとおり、人の宝、人の財産が人材だというふうに思っておりますので、こ

れからも頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、せっかく機会をいただいたので1点だけ、先ほどの夏休みの3日という話のところ、あれはうちが国に沿っているのは人事院勧告に沿っているという意味であって、その部分だけは国に沿ってやっている。結果として基山町のラスパイレス指数、給与指数は佐賀県20自治体中2番目の上位なんですね。だから、そこを取って、給与は国に従って、休暇は県に従うみたいないいところ取りがいいのかなというのが私もちょっと悩んだところなので、今日の話聞いて、制度としては3日だけれども、実質的に役場の中で有休をそこに前後に必ず組み合わせるような、そういうことを勧奨するような形でやっていくことから始めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**○議長（重松一徳君）**

中村議員。

**○1番（中村絵理君）**

ぜひ町長、少しづつよろしく願いいたします。今ちょっとうれしいお言葉を聞きました。

それから、今、町長がおっしゃったような適材適所ですね、こちらはすごく大事だと思っています。このところ会計年度任用職員の方々も大変多うございまして、そうすると、そういう方たちを普通の部署の1人としてカウントをしていくこと、だって、会計年度任用職員の方は何十年もお勤めになっているような正職員の方とはまた違うし、それでも、長年やっていらっしゃれば、それなりのキャリアを積んでいかれるんだけれども、突然やってきた一、二年の方たちをワンカウントとして考えること、これは大変危険だなというふうに私は思っていて、やっぱり町民の皆様は窓口に来れば、4月から入ってきた新人の方でも、何十年もやられている課長の方でも同じに扱うんですよね。だから、そこら辺が非常にうまく動いているのかな、どうなのかなと。やっぱりこちらのほうにも、職員の皆さんに対応しても全然挨拶もないしさみたいな、いろいろ言われるわけですよ。

だから、そこら辺も含めて、デリケートなところでもありますので、もうちょっと細やかな配慮、もちろん今まで本当に配慮をしていただいているとは思いますが、もうちょっと生産性を考慮した職員配置とか、そこら辺をもう一つ前に進めていただけるとありがたいと思っております。

だから、先ほど町でおっしゃっている常勤、非常勤にかかわらず、全ての町職員がそれぞれの能力を十分に発揮することができる環境をつくること、これが大事だといただいておりますけれども、今まで町長もおっしゃった、副町長もおっしゃった、私なんかも、課長も申し上げたことが本当にここに集約されていると思うので、常勤、非常勤にかかわらず、全ての職員の方が笑顔で町民サービスをしてくださることが一番私たちはうれしいし、そんな環境整備を願っております。

それからもう一つ、これはまた次の時間に、多分、末次議員からも出てくるかと思うんですけれども、シフト制で動いている。例えば、火曜日とか、夜7時までここが開いているとか、土曜日開いているとか。みんなシフトで動くとなると、私もシフト制で動いたことがあります。全部受け身になっちゃうので、自分の自由が利かないんですね。いろんな人が、私なんかだと母がいる。母のお世話をせないかん。でも、急にこのシフトが入ってきたら、そこを全部繰り上げて調整してからシフトに向かうんですよ。だから、シフト制を受け入れるということは自分中心には動けないということなんですね。だから、そういったシフトはあんまり、博多とか、福岡とか、東京とか、そういうふうに――別に悪いとは言わないですよ。ただ、今マイナンバーカードとかを持っていればコンビニで住民票も取れるし、若い方たちはそれを使う。どんどんこれから進んでいくと思いますし、今後、状況を見ながら開庁時間の問題も、そんなに人がいらっしゃらなかつたら、転勤とか、そういうのが3月、4月だから多いといっても、そういう方たちは大体年休をもらってくるから、土日は普通役場は開いていないというふうな理解で来る方もいるので、そこら辺も含めて、もう一歩前に出た職員の管理の仕方をお願いできたらなというふうに私は思っております。

これで働き方改革のことにつきましては終わりました、次に、町内の発掘調査に伴う出土品の取扱いについてというところで教育長からの御回答をいただきました。

「九州地区出土品の取り扱い基準」に基づいて、基山町はちゃんと管理をしていらっしゃるということですが、ちょっとどんなことが書いてあるか、私はいろいろ調べてもこれが出てこんのですね。すみません、時間がまたなくなってしまったので、ちょっと簡単にお問い合わせをいたします。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

まず、こちらにつきましては、平成11年に九州管内各県のほうと協議を重ねられてつくられたものでございます。詳しいことも書いてあるんですけども、まず、発掘調査の現場段階ですね、どういったものを持ち帰るか、そういったものが書かれている。それから、その後の整理段階ですね、その後、細かく区分をしていくんですけども、どういった区分で行うかというのが書いてあります。それから、本調査を行いましたら報告書等を作成しますので、報告書刊行段階でどのようにするのか。それから、保存するものですね、どういうふうに保管をするのか、重要物品等も含めて、その区分が書かれているようなのが大きな内容になってきます。

**○議長（重松一徳君）**

中村議員。

**○1番（中村絵理君）**

ありがとうございます。ほかのところで読んだのとよく似ているので、大体内容は分かりました。

それから、現在保管している出土品というのを計算すると、コンテナ数で1,000箱なので、50個入っていても5万点、100個で10万点とかいって計算していたら気が遠くなるような数字なんですけれども、これを分散して庁舎内、それと車庫、それから図書館、ここに分けていっちゃるといことなんですけれども、既に昨日の一般質問で品川議員が車庫棟を何とか整理したらどうでしょうかというふうなことが出てまいりましたので、その御回答もいただいていますので、これは省いて、まず、ほかのことでふっと思ったのは、これらの出土品は、結局、保存するものと戻していいものとか出てくるわけですね。これを学校の教材として子どもたちに利用するとか活用するとかいうのは考えられないだろうか。ほかの自治体とかでもちょっとやっっていたらっしゃるといような話を伺ったんですけども、そのところはいかがでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

柴田教育長。

**○教育長（柴田昌範君）**

今、出土品の活用について、学校でやっていくことについてということで御提案いただきましたが、実際、ふるさと歴史係の職員が出前授業として学校に出向くことは現在もっております。スライド等を使って千塔山から出てきたすき先の写真を見せたりとか、基山町か

らこういったものが出てくるよというふうな提示はしているんですが、出土品の活用については、実際に持って行って手に触れさせたりというところについては現在できていないようです。

ただ、ほかの自治体の例を見てみますと、そういった事例も私も目にしましたし、やはり実物を見ることで、実感を持って基山町に昔からこうやって人がつながっているんだ、ふるさと歴史が、こんな昔からここにも人がいたんだといったところが、幸い基山町にもたくさん遺跡がございまして、出土品も豊富にそれこそありますので、子どもたちに手に取って見せるということはとても貴重なことだと思います。

したがいまして、できれば御提案いただきましたとおり、ふるさと歴史係の職員が、スライドだけじゃなくて、実物を学校に持って行って手に触れさせて歴史を学ばせるといったところについても今後検討したいと思っておりますし、総合的な学習の時間で、基山学というのを今、基山町で行っていますので、そういった時間も活用していきたいというふうに考えております。

あとは、展示を学校のほうでできれば、展示ケース等を使って、学校の展示についても少し検討したいなど。特に、若基小学校についてはスペースも十分ございますので、昔の放課後児童クラブのところの民具等も、昨日聞いたところによりますと、保管しているだけで、学校で見せたことはないということでしたので、それについても、せっかくあるのをあそこで眠らせておくのはもったいないので、活用について今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ありがとうございます。そうですね、私もけやき台、あの辺りを散歩していると、民具は見えとるんですね、プールの横から。見ながらいつも行くんですけど、これは何か使えんかなど。前向きな御回答ありがとうございます。

それで、これはちょっと定住促進の話になってくるので、あまりここは触れなくてもいいかなとは思ったんですが、基山町歴史的風致維持向上計画を見とったら、きやまんもん文化遺産情報館（仮称）ですけれども、こんなのを造ろうと令和6年ぐらいから計画を立てようみたいなことが書いてあったので、ああ、こんなことを考えていらっしゃるんやと思ってい

て、できればここら辺をうまく使って、コラボというか、そういうことで使うことも可能だ  
と思うし、それから、既にいろいろ自転車で基山町を巡って、町民相手に自転車とか、そ  
ういうのもありますでしょう。基山町の文化財をもっと宣伝するというお考えが何かもう  
ちょっと具体的にあったら教えていただけたらと思います。

**○議長（重松一徳君）**

今泉教育学習課長。

**○教育学習課長（今泉雅己君）**

まず、文化財の宣伝についてですけれども、今現在も町内の文化財の調査団体、研究団  
体がございますので、そちらと一緒にリーフレット等を作りながら活動させていただいており  
ますけれども、まだまだ周知が少ないと。前回の議会でも品川議員のほうから御指摘をいた  
だいたところでは。

観光関係についてもコラボができないかというところで検討を行ってございまして、先ほど  
議員がおっしゃられたとおり、今、サイクリングマップを産業振興課のほうで作って活動  
しております。3月6日からやっておりますけれども、ルートについては、ふるさと歴史係  
のほうも一緒に入りまして、文化財、文化遺産を巡る活動をしているところでござい  
ます。次年度以降につきましても、ちょっと次年度予算になりますけれども、周知活動を少し  
ブラッシュアップしたような形で文化財に特化したようなルートをつくって活動ができない  
かと思っております。

それから、きやまんもん文化遺産情報館につきましても、まだ検討段階ではあります  
けれども、もちろん倉庫等の機能も考えられるとは思いますが、それだけではなくて、多  
世代交流の場であったり、情報発信の場ということも検討しておりますので、産業振興課  
であったり、定住促進課であったりと協議をして、まずどこが一番機能としていいのか、ど  
ういう機能を持たせるかということを考えて、場所等を選定して、それに応じた機能を持  
たせるということになってきますので、必ずそこがいいかというのは、今後、検討課題にな  
ってくるかと思っております。

**○議長（重松一徳君）**

中村議員。

**○1番（中村絵理君）**

いろいろありがとうございます。いろいろと1つの課だけではなくて、課がつながって

くということは、とてもこれから先、大事なことになるので、ぜひそこら辺のことをよろしくお願いしたいと思っております。

何千年も昔の先人の方々が、何千年もたって、今の現代の子どもたちが自分たちが使ったものに触れてみるとか、そんなことは考えたこともないと思います。それがこの時代になって、もし実現できるのであれば、ましてや基山町は昔からとても由緒のある町なので、こういうことも大事にしながらやっていただけたら、とてもうれしいかなというふうに思っておりますし、私たちが小学校の頃とかは、こういう基山学とか、全くそういうのがなくて、私はここが対馬藩だということも知らずに葉隠だといって大学時代を過ごしましたが、何かそのくらいのレベルが私たちの世代ですね。同級生に聞いても、えっ、そがんとがあったのかという話になるので、だから、とてもいい郷土史というか、ほかの基山町以外の方々はとても歴女とか多いですね。そういう方たちもいらっしゃるから、これも一つの大きな事業として推進していただけたらと思っております。

基山町は非常に開発に力を入れてやってきた町です。だから、いろんな出土品も多く出ます。開発していく、それから、人口を増やすこともすごく大事だけれども、やっぱり自然が豊かで歴史と文化が薫る町、そういう町でもあっていけたらと思っております。身の丈に合った運営をですね、高望みすることなく、基山町らしい運営をしていただけたらと思っております。

もうお答えは要りませんので、これで私、中村絵理の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（重松一徳君）

以上で中村絵理議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時59分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、末次明議員の一般質問を行います。末次明議員。

○5番（末次 明君）（登壇）

皆さんこんにちは。5番議員の末次明でございます。傍聴の皆様、お忙しいところ傍聴あ

りがとうございます。新型コロナウイルス感染症もまだまだ予断を許さない状況ですし、ロシアのウクライナ侵攻問題も今後の情勢いかんで私たちの生活を脅かすものです。ロシア政府を強く非難するとともに、一日も早く終息することを切望しております。

さて、これからはアフターコロナを含め、世の中を元どおりの世界に戻しましょうとはいかないでしょうし、これを契機に世界環境の変化に適応した者だけが生き残るのではないかと考えております。今、基山町が進めている方向性は間違っていないと思いますが、このままでよいのかと、常に現状に満足せず変革を進めていただきたい。

今回の私の一般質問は、基山町のために働いていただく基山町職員の雇用形態、人事行政が、関係法令を守りながらも基山町らしさを出してほしいとの思いで質問いたします。

行政サービスにも限度があり、財政にも限度があります。1つの新規事業を始める場合、100万人の大都市と基山町ではやり方が違うわけです。しかし、単純に利用者が少ないということで大事な事業をやめるわけにはいかないが、事業をどうするかを議論し、決断をしなければなりません。私は今の日本人は行政に頼り過ぎていると考えておりますが、それでも、頼られた基山町はそれに応えなければなりません。事業を止めたり予算を削減したり、住民の矢面に立つのも感謝されるのも広い意味で町職員、そして、町長であり、議会であると考えております。基山町のよしあしは人、イコール町職員で決まるというふうに私はまた考えております。

今回の質問は1つに絞りました。質問事項の1の要旨ですが、基山町のために働いていただく職員はたくさんいらっしゃるが、雇用形態が複数あります。町民の役場職員に期待するものは大きく、改めて人の重要性を認識したいと考えております。

町の仕事の全てを役場職員がやる時代ではありませんが、町職員を育てる、基山町を次世代に継承することがますます重要になってくるのではないのでしょうか。松田町長の考える基山町職員とはどのようなもののでしょうか。

質問事項の1、基山町職員の雇用形態と人事行政の在り方について。

(1) 基山町職員という定義が、町民から見ると職種が幅広く複雑です。町長の考える基山町職員、これは一般職ですが、とはどのようなもので、トップとして期待すること、職員に接するとき心がけていることは何でしょうか。

(2) 基山町職員は地方公務員法や地方自治法に基づいて運用されているが、給与体系をはじめ、勤務形態も違う職員で構成されております。

アとして、現状の正規職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員などの雇用形態割合での構成で今後も運用されていくのか、どのような基準でこれを配置してあるのでしょうか。

イ、ここ数年、災害の増加やコロナ禍の影響で正規職員への負担が増えているのではないのでしょうか。正規職員からの声は収集されておりますでしょうか。

ウ、仕事の継承の観点から、若手の正規職員に仕事のノウハウは適切に引き継がれておりますでしょうか。

(3)年度途中での職員募集が頻繁に行われておりますが、常態的にぎりぎりでの採用人数なののでしょうか。

(4)会計年度任用職員としての保育士の募集が多いが、年度途中の採用が多い職種は何なんでしょうか。

(5)会計年度任用職員を常態化する理由は何でしょうか。

(6)指定管理の事業はここ数年変化はないが、町民会館や総合体育館は次回以降も現状の業務維持の方向か。

(7)新規採用する職員、正規職員ですね、4月に基本的に入ってこられるような、新規採用職員に求めるものは何でしょうか。

(8)職員は研修を受ける権利があります。職員の育成プランと成果はどのようなものでしょうか。

(9)新型コロナウイルス感染症の長期的な影響により、民間では既に労働体系や感染リスクのある業務が見直されております。危機感はありますか、そして、対応策は検討されておりますでしょうか。

以上をもちまして1回目の質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

末次明議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、基山町職員の雇用形態と人事行政の在り方について。

(1)基山町職員という定義が、町民から見ると職種が幅広く複雑である。町長が考える基山町職員（一般職）とはどのようなもので、トップとして期待すること、職員に接するとき心がけていることは何かということですが、問いの中で「（一般職）」という限

定がされていたのはちょっとよく意味が分からなかったもので、全部に対してということまで答えさせていただきたいと思います。

まずは職員には基山町民ファーストであることを望みます。まずは町民のことを考えていただきたい。そして、基山町に対して、生まれ育った基山町、それから、生まれ育ってなくて仕事でここに来た人も含めて、基山町に誇りを持って、それと愛を持って接してほしいというふうに考えております。ちょっと抽象的ですけど、この一、二行が私の思いでございます。

また、業務遂行に当たっては、主体性を持って実行することが大事で、いつも口を酸っぱくして言うことは、その事業をやるときに本当に自分であってもやるものなのかと。例えば、仮に自分でやれと言われた場合に、自分がちゃんとお金を出してでもやれるような事業だというふうに思っているのかと、その辺りをきっちり確認するようにと、まずはもう一回考えるようにということを言っております。なぜならば、自分のお金じゃやらんけれども、町の大事な税金ならばできるみたいな考え方はおかしかろうもんというのを常日頃、職員との会話の中では使っているところでございます。

(2) 基山町職員は地方公務員法や地方自治法に基づいて運用されているが、給与体系をはじめ、勤務形態も違う職員で構成されていることについて、ア、現状の正規職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員などの雇用形態の割合構成で今後も運営していくのか、どのような基準で配置しているのかということでございます。

まず、正規職員につきましては、基山町職員定数条例に規定されている範囲内で定員管理を今やっておって、その中で運用しているところでございます。

臨時的任用職員というのは基本、産休、あと病休なんかもそうですけれども、正規職員に急に欠員が、計画的なものもございますけど、欠員が生じた場合、その代替として必要な場合に臨時的任用職員というのを期限付で任用しております。この方々は、分かりやすく言うと学校とかの先生が妊娠したときに代替教員が来られるのと同じで、職員の臨時的任用になった場合には、基本、普通の一般職員と全く同じ権利と義務を有するというふうな形になります。

また、会計年度任用職員につきましては、業務量や業務の状況に応じて原則年度内を上限として雇入れをして、そして、そういう運用をしているということでございます。ただ、今、全て会計年度任用職員という位置づけになっていますので、分かりやすく言うと放課後児童

クラブの支援員はみんな会計年度任用職員で、この方々はもう長くやっていただいておりますので、会計年度任用職員といいながらも通常の職員に近いような、そういう形になるのかなというふうに思います。

それから、イ、ここ数年、災害の増加やコロナ禍の影響で正規職員への負担は増えていないのか、正規職員からの声は収集されているのかということで、当然、災害とかコロナ禍の影響がないときよりも、その業務量は間違いなく増えているというふうに思っております。特に、新型コロナウイルスというのはこの2年間以前はなかったわけでございますので、災害についてはずっと一年中あるわけではございませんけど、新型コロナウイルスについては今年年中ずっとあるという形で、2年続いております。そのため、事業を適正に進めるために会計年度任用職員の雇入れや正規職員を一時的に忙しい部署に配置するような、そういう対応をしているところでございます。現在も新型コロナウイルスワクチンの集団接種につきまして職員一丸となって推進している、邁進しているところでございます。

また、職員配置については、職員からの、これは年に1回の希望調書、そして、私自身も個別の職員一人一人のヒアリングとか、そういったものを通じて要望やいろいろな意見とかも聞きながら、ただし、全ての職員の全ての要望が通るわけではないということのはっきり申し上げておきます。そういう意味で、ちゃんと聞いてやっているところでございます。

ウ、仕事の継承の観点から若手の正規職員に仕事のノウハウを適切に引き継がれているのかということでございます。

回答といたしましては、誰もが業務を確実に進めていくために各課単位で業務マニュアルを作成し、必要に応じて更新することとしています。人事異動により異動する職員は引継書を作成し、次の担当に引き継ぐようなことにしているところでございます。また、業務に関する研修などへの参加を促してもいるところでございます。

答弁書には書いておりませんが、この若手への引継ぎというのは実は正直大きな悩みというか、やっぱり時代とともに、そういう引継ぎ方、俺の背中を見て覚えれとか、仕事は盗むものだとかいう昔の概念が全く通用しないようになっているかなというふうに思っております。そういう意味では、今、私ができることとしては、常日頃接している管理職員の皆さんに、皆さんの業務は今の業務をきっちり遂行することと併せて、一番大事なのは自分の課の若手職員をいかに育ててくれるかということなので、その点はよろしくねという話は常日頃、今の管理職の人にもしているところでございます。

(3)年度途中での職員募集が頻繁に行われているが、常態的にぎりぎりでの採用人数なのかということなのですが、まず、会計年度任用職員につきましては、原則、前年度末までに募集する業務内容ごとに募集を行い、雇入れ登録名簿に登載して採用しているところがございます。しかしながら、年度途中で新規事業で新たな内容が生じた場合は追加して募集することがあります。

それからまた、臨時的任用職員については、先ほど申したように、産休とか病休とか、そういう欠員ができたときに募集するものなので、随時という形になりますので、年度途中の募集になるということがございます。

(4)会計年度任用職員としての保育士の募集が多いが、年度途中の採用が多い職種は何かということがございますが、保育士については、園児の数が、例えば、4月と次の年の3月では全然違って、3月のほうが多くなっていますので、その実態に合わせて、開園時間も長時間に及ぶような、そういうことになるので、必要となる保育士の数が設置基準以上に必要になるようなケースもあります。そのため、年度途中からの採用も多くなったり、その状況に合わせた採用をしているがために、そういう繰り返しの募集が行われている。加えて、今回、正規職員が年度途中で複数人退職するということがございましたので、正規の補充ができなかったのも、その正規職員の代わりに会計年度任用職員を募集しているんですけど、なかなか募集に応じていただけないようなケースもあったので、ずっとやっているようですけど、実は職員が採れなかったのも、また募集しているみたいな、そういう形のことが続いたということも御理解いただければというふうに思います。

(5)会計年度任用職員を常態化する理由は何かということなんですけれども、住民ニーズに応じて多種多様な業務を実施していく中では、そのことに対応する様々な働き方があります。その一つの方法が会計年度任用職員制度であります。また、臨時的な雇用の中でも専門的な資格を必要とする職種もあります。保育園のことなんですけれども、一番忙しいときに合わせて正規職員を雇うというのは非常に難しいので、逆に、多くなったら会計年度任用職員とかを補完するみたいな、そういう考え方もあるということで御理解いただきたいと思っております。

それから、先ほど申した放課後児童クラブ等を会計年度任用職員以外でやるとすれば正規職員化する、もしくは民間に委託するしかないのも、それよりも今のやり方が一番適切かなということで、今そういう形でやっているところがございます。

(6) 指定管理の事業はここ数年変化がないが、町民会館や総合体育館は次回以降も現状の業務維持の方向かということなんですけれども、町民会館、体育施設の指定管理者につきましては、平成21年度から5年ごとに更新し、令和3年度で13年目になるところでございます。現在の契約期間は令和元年度から令和5年度までなので、令和5年には次どうするかを決めなければいけないので、令和4年度中に直営、業務委託、指定管理の利便性や経済性をもう一度比較検討し、いずれかの方法で最少の経費で最大の効果が発揮できるような管理運営を来年度検討していきたいというふうに考えているところでございます。

(7) 新規採用する職員に求めるものは何かということでございますが、一度最初の御質問にもあったように、職員にはまずは町民ファーストということと基山町に誇りと愛を持ってほしいということは新規職員に関しても同じなんですけど、加えて、常日頃から自分自身が住民から見られていること、期待されていること、そういったことをミッション、使命として認識して自治体職員として働いていただく、そういう責任感を自覚していただきたいということを新しい職員の方には言っていきたい、お願いしたいというふうに考えているところでございます。

それから、次が(8)で職員は研修を受ける権利がある。職員育成のプランと成果はどのようなものかということでございますが、おっしゃるように、職員には研修受講の機会が保障され、任命権者には研修の実施が義務づけられているところでございます。基山町人材育成基本方針で研修形態の3本柱として、職場研修、職場外研修、自己啓発を相互に連携させて人材育成に取り組むこととしているところでございます。

職員の研修の状況につきましては、人事行政の運営等の状況で毎年公表させていただいているところでございますが、新任係長研修など階層別の研修であったり、市町村アカデミーなどの専門研修、佐賀県への派遣型の実務研修などに参加しているところでございます。また、そのほかにも他団体との人事交流やインターンシップの受入れなど、多様な形態を通じて職員の質の向上に今取り組んでいるところでございます。人材育成は非常に大事でございますので、これからもいろんなものに積極的に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

最後の質問が、(9)新型コロナウイルス感染症の長期的な影響により、民間では既に労働体系や感染リスクのある業務が見直されている。町として危機感はあるか、その対応策を検討しているかということなんですけど、民間では感染リスクを少なくするためにリモートワー

クを推進され、実施されているところですね。特に、民間だけではなくて国家公務員もすごく今リモートが多くなって、連絡すると自宅ですみたいな話が非常に多いんですが、ただ、そういったところと違って業務の多くが個人情報扱う市町村、そして、窓口業務で行う市町村では、セキュリティーの面からもサービスの面からもなかなかリモートワークにみんな移転するという事は難しいかなというふうに思っております。

そのため、感染リスクを低減させるための対策としては、週休日の振り替えであったり、代休活用による勤務を分散化するような、そういったことを考えているところでございます。

あと、リモートでの自宅での業務はやっておりませんが、いろんな会議、福岡とか東京での会議に出席するのではなく、ウェブ会議とかリモートによる、例えば、面接なんかもリモートでやっていたり、それから説明会とか、そういったものもウェブ方式、リモート方式で、それは十分に今もやっているところでございますので、そういったものを活用していきながら少しでも感染リスクを低減化していきたいというふうに思っているところでございます。

以上で1度目の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

まず、松田町長にお伺いいたします。

トップとして期待していること、職員に接するとき心がけていることは何かをお聞きいたしました。私たち町議会議員も含め、松田町長もそうですが、いわゆる任期が決められている特別職の公務員が基山町の方向性のある意味決定していくわけですが、永続的に基山町は存続することを考えると、やはり20年から30年、定年まで勤務する基山町職員こそ成長していただき、基山町の進むべき方向を町民に示さなければならないというふうに私は思っております。

これらの若い職員にマニュアルの作成や書類を残すだけではなかなか継承されない。今の体制で、冒頭に町長がおっしゃった町民ファーストであること、基山町に対して誇りと愛を持ってほしいという松田町長の思いは職員の皆様には伝わっておりますか、その辺、御自身はどうでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

○町長（松田一也君）

いろいろ語弊があるのかもしれませんが、性格的にはっきり言うタイプで、日頃から今接している45歳以上ぐらいの管理職等にはかなり伝わっているというふうに私は認識しております。ただ、質問の中にもありましたが、若い職員と直接私も業務で話すことは少のうございますし、どうしても、例えば、会議、庁内会議とかにも若い職員は出ませんので、私の正直な思いとかはなかなか伝わっていないだろうなというふうに、今はやりのメールとかでみんなに通知も一時期したこともあるんですけど、これもあんまり効果的じゃないかなと思って、今はやめていたりもするんですけども、その辺は今後の大きな課題だと思っています。

先ほど言ったように、逆に45歳以上の人たちからまた若い人に上手にうまく伝わっていつて継承できたらいいなと、今はそういう希望的な感触を持っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私もやはり課長から末端の職員まできちっと伝えるように、松田町長がそれは課長に伝えるときに気遣いをしながらやっていただきたいと思います。

続いて、平野財政課長にお伺いいたします。

松田町長の言われる、自分のお金ではやらないことを町のお金でならできるといのはおかしいとおっしゃっておいりました。職員は町の金の使い方はしっかり吟味して使えということなんでしょうが、全くそのとおりでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い方なんかを見ていると、私たちもなかなかいいアイデアは浮かばないんですが、その金 comes ということから考えて、すぐに対策を、新規事業を考えなくちゃいけないということなんですけれども、この際だから使わなければいけないというふうになっているような気がします。

このようなときに各課から事業計画が出てくるとおもいますが、これでよいかと吟味する部署が役場庁内にあるとしたら私は財政課だと思っておりますが、平野財政課長のところでノーということはどうぐらい新規事業とかにあるんでしょうか。これはおかしいよという機能は適切に働いておるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

まず、臨時交付金の事業の話が出ましたけど、臨時交付金の事業に関しては、財政査定の中で議論しているというよりも、課長たちが全部いる庁内調整会議の中で、もちろん町長、副町長、教育長もいらっしゃいますし、それぞれ各課からこういうのをやったらどうか、やりたいというのが上がってきて、それをみんなで議論して、じゃ、これを採択しようというふうな形でやっておりますので、そこで町の執行部としての合意形成はできていると思います。

この臨時交付金事業とは別に、じゃ、通常の新規事業でどうなのかとなったときに、やはり私たちも町長から、町長も言っておりますけど、口を酸っぱくして自分の金でもやるのかというのはよく言われています。実際、今回の当初予算査定の中でも原課から上がってきて、いや、必要ないとは言わないけれども、今このタイミングで令和4年度の事業としてこれをやるべきなのかという議論はさせていただいて、結果的に見送ったような事業もございますので、その事業の実施時期であったりとか優先順位とか、そういったものを吟味しながら予算編成ということをやっております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

どういうときに私がそう言っているかを言ったほうが多分誤解がなくていいのかと思うんですけども、例えば、長く10年も20年も同じ事業をずっとやっているようなのがありますよ。それで、これは本当に意味があるのかという議論が全くなされずに、去年これをやったので、今年もこれみたいなのが上がってくると、私はこれが何の意味があるのか、本当に町民の皆さんのためになるのかということで、さっきの文脈に入ってくるんですから、そういうのが多うございます。新型コロナウイルスについては、いろんな課から3倍ぐらい要望がありますよ。それをみんなで、ああでもないこうでもない、それから、こっちよりもこっちが上みたいな感じで、結構弁護というか、それぞれ自分のプロジェクトについての弁護提案であったり、そういうのをいろいろな課がしていく中で、どういう順番でどういう形でしょうかという形でやっておりますので、新型コロナウイルスに関しては、そういう御心配のよ

うなことはないのかもしれませんが。ただ、日頃からずっと何年も続いているような事業についてどうしても流されていくような、そういうことがあるので、やめてもいいんだよということも含めて強く言うことがあるところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

今後も、これでよいかということは常に庁内で議会に出る前にも議論していただきたいと思えます。

次に、職員の給与体系とか勤務体系が違うことについてお伺いいたしました。どのような基準で正規職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員を配置されているかということをお伺いしました。

臨時的任用職員の採用に当たり、一定の基準を満たした受験者を合格とし、採用候補者名簿に登録するとあります。これは募集のときにも何かそういうふうに書いてありますが、通常、この登録枠には何名ほど、いわゆる余計に採っておいて、辞められたらその中から補充していくというふうな余裕を持った枠というのは常に持たれているものなんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

私どもとしては、なるべくなら複数人登録をさせていただいて、その中からということも考えるところではございますが、実際の応募者からすると早く自分がどういった形かの職に就かれないという御希望が多うございますので、結果的に複数人登録したとしても、次の方としてお声がけしたときには別のところに就職をされてあるということが多うございますので、現実的には実質的に休む職員に対しての数を決定させていただくという形を取らせていただいております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そのところはよく分かりました。

続いて、会計年度任用職員は業務量や業務の状況に応じて原則年度内を上限として雇入れ

を行い、運用しているということになってはいますが、だが、毎年、多数雇用されて常態化し、会計年度任用職員がいらっしゃらなければ機能しないではないかというふうにも私は思っております。基本的に毎年、職員募集をしなければならないなら、優秀な人材は翌年もやっぱり働いてほしいですね。せっかく会計年度任用職員として全く素人の人が役場に来てもらったとしても、次の日から仕事をすぐこなしていただけるわけでもないし、それなりの新人としての仕事を覚えるまでの期間もあるので、そうすると、会計年度任用職員で行って、1年ずつ切れますけれども、この方は優秀だから次の年もしてもらいたい、また1年経過したらまたしてもらいたいという思いは私もありますし、役場の職員の方にもあるかも分かりません。

こういうふうな優秀な人材を翌年も確保していただきたいという思いがあるけれども、そういうふうなシステムは何か機能しているのでしょうか。ぜひまた来年も来てくださいねとか、そういうふうな働きかけとか何かあるんですか。

**○議長（重松一徳君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

この会計年度任用職員制度が創設されて、基本的には有期雇用ということで原則1年間と。ただ、再任を妨げないとなっておりますので、雇用期間はあくまでも1年間でございますが、次の年もまた応募していただいて採用することは可能ということで、以前の嘱託は内規的に原則最長でも3年間程度という有期の中でも少しまだ有期期間を設けていたものもございましたが、そういったところが現在はございませんので、先ほど議員がおっしゃったような形で、非常に頑張っている職員にはまた応募してくださいというふうなお声かけは当然させていただいているところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

それから、この会計年度任用職員制度になってからまだ僅かしかたたないんですけども、当初の目標といいますか、そういうふうなところには休暇の取得や福利厚生の実、手当の実ということになっておるんですけども、この辺りというのは、そのとおり、最初の目標どおりにきちっと有休の取得、福利厚生がこういうところを利用されているとか、あるい

は手当は何かこの前あったりしましたけど、その辺りというのは予定どおりに進んでおるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

午前中にもその有休の消化、特に、正規職員の部分についても少しお尋ねをいただいたところでございますけれども、手元に数字を持ってきておりませんが、会計年度任用職員の方々も一定の勤務日数であったりすれば有休の付与をいたしております。そういった方々の取得率を担当に聞いたところでは、消化率としてはかなり高い状況にあるということで伺っております。

それ以外のいろいろな勤務労働条件についても、今回の条例改正でも一部お願いした部分がございますけれども、やはり会計年度任用職員についても、国のほうも一般職同様、勤務労働条件の改善を図っていくというのは方向性を示しておりますので、そのような形で対処をしていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

ぜひ会計年度任用職員も一般の職員みたいにきちっとした権利ですか、それは行使していただけるようにしていただきたいと思います。

それから、松田町長にお伺いいたします。

地域おこし協力隊という雇用形態がありますが、町長の評価はどのようなものなんでしょうか。今後もこの制度を活用されていくのか、今後活用するならばどのような分野に重点を置いていかれるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これまでも含めて地域おこし協力隊の方々には大変お世話になっております。その中でも例示すれば、関西からやってきて、基山町で起業して、福岡の女性を射止めて基山町に住んで子どももお持ちの方であったり、子ども3人を連れて奥様と一緒に基山町に移住してきて、

今は基山町の一般企業に勤めた方等、活動もさることながら、そういう実態を含め、基山町のために貢献していただいている方が多数おられるというふうに思っております。

そういう意味では制度的にはとてもいい制度で、ただ、今あちこちでやっていますので、この人という人になかなか巡り会えなくて、さっきウェブ面接の話が出ましたが、ウェブ面接をそれこそ5回も6回もやって全部駄目だったりしたんですけど、今回、久しぶりにスポーツの関係で、来週だったかな、これぐらいに新しい方が入ってきます。面接でもすごくいい感じだったので、今度の4月から実際正規に来るんですけども、3月から基山町に入ってこられます。そういう域外の若い方が来られるというのは、前々から私はよく言うんですけど、よそ者、若者、ばか者というのが地域を変えようと思っているので、ばか者じゃないと思いますけど、よそ者で若者、本当にいい制度だと思っておりますので、無理のない範囲で、それにあまり依存しない範囲で、いいところだけをうまく取っていきながら続けていきたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私も地域おこし協力隊には非常に期待をしているんですけども、今、町長がおっしゃいましたけど、この人という人がなかなか来ていただけないということなんですけど、私は地域おこし協力隊の方は胸わくわくして基山町に来られるとまず思いますが、その後の使い方といいますか、指導の仕方、育成の仕方では私は大分違ってくると思うんですね、だから、それは隊員そのものの個人的な資質が悪いとかいうことじゃなくて、いらっしゃる間にどういう仕事をしてもらうというミッションがきちっと伝わっているのか、育成をある程度ちゃんとしてあるのか。ただ単に向こうがやってきて、野放しで自分がいいことをされているのであれば全然基山町の思いと違う方向になってしまうと思うんですけど、そういうふうな地域おこし協力隊の方を教育するという面では何かきちっとしたビジョンを持って取り組まれているんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

最初のほう、初期の地域おこし協力隊については、おっしゃるように、うちのほうでミッ

ションを決めて、これをやってください的なことでやっていたんですが、そもそも地域おこし協力隊はそういう趣旨ではないという話があって、地域でやりたいことをやってもらって、地域で根づいてもらうような、そんな趣旨なんだということで、だから、あんまり干渉し過ぎてはいけないというムードになってきたもので、とはいいいながら、おっしゃるように、自分の好きなことだけやってもらおうと、本当にそれが基山町のためになっているのかどうかというのが非常に見えにくくなりますので、今、自分のやりたいことがある方にはそこも一部やってもらいながら、基山町としてお願いしたいことはまたお願いして、そのバランスを取ってやっているつもりでございます。ただ、一番当初のときのイメージに比べると大分そここのところが変わってきていますので、見た目はちょっと違うふうに映っているところもあるかもしれません。

今後もしっかり将来ここで残ってもらうということが大事だというふうに思っておりますので、地域おこし協力隊のそれぞれ個人の希望とか今後の人生設計とかにうまく協力できるように寄り添っていきたいというふうに考えております。

**○議長（重松一徳君）**

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

それでは、次に行かせてもらいます。

ここ数年、災害の増加やコロナ禍の影響で正職員へ負担が増えているのではないだろうかということでお聞きいたしました。

これも松田町長にお伺いいたします。

大きな災害後の復旧半ばに新型コロナウイルス感染症対応が発生し、以来、2年が経過いたしました。中村議員も先ほどおっしゃっていたんですけれども、時々遅くまで役場の電気がついておるので、一部の部署、一部職員に仕事が集中しているのではないかと思わざるを得ません。時間外労働や新型コロナウイルスワクチン接種、休日のイベントなどの休日出勤について、仕事を完遂させるということと効率よく業務内に時間を終わらせるということはどういうふうに考えてありますでしょうか。日曜日とかもどうしてもやむを得ないと思いますが、仕事は業務時間内、午後5時15分までに終わらせるという基本はやっぱり町長はお持ちなんではないでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

はっきり申して、土日に一番役場に出ているのは私だと思います。だから、土日にどの職員がどれだけ出ているかというのはある程度私は把握しているつもりです。先ほどの一般質問で日曜日の午後8時頃という話がありましたけど、これはあんまり把握していないですね。だけど、普通のことは、日曜の午後8時にはほとんど今まで、私も何回か行ったことはありますけど、見たことがないんですが、そういう中で、だから、土日はそんなに多くないですよ。そんなに土日出てきているというのは、例えば、土日にイベントがある課とか土日に関係する業務があるところは出てこられています。それからあと、具体的には申しませんが、ある課長はよく土日に出てきているケースは多いんですけども。あと、平日残業が多い課も大体決まっています、しかも、その課の中でも、いわゆる特定の人を今全部名前を言えるぐらい大体決まっている状況であります。

全員が全員残って、みんながさんさんと電気をつけて仕事しているわけではないので。ただ、あんまり暗い中で仕事をするのはよくないと思うので、そんなに電気代金はあんまりけちらなくていいよ、目が悪くなったらまずいからねという話をしているところでございます。月に二、三回は必ず1階から3階まで午後7時過ぎに回って、帰れる人は帰るように促しておりますし、それから、どんな仕事をしているのかということで話しかけるようにしております。これは今後も続けていきたいというふうに思っておりますし、そういう意味では、もしそこで何か危険信号を少しでも感じ取ったときには、今まで何回かそういうのはありますので、そういう場合にはすぐに担当課長に次の日の朝一番で伝えるような、そういうことにも気を配っているつもりでございます。

だから、私はイベント以外ではそんなに土日に出てきている認識、そういうのをそんなに見かけないところでございます。新型コロナウイルスワクチンはもちろんすごく頑張っていて、日曜日に皆さんが鹿毛病院でやっておりますし、鹿毛病院が終わった後、数字の整理を担当課に戻ってやるようなケースも見かけられていますので、本当にそこには感謝しているところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

これは先ほど中村議員のほうから質問もあったところで、ああ、これはいいなと私も思ったところが、夏季休暇が3日は大体取って、ほぼ全部取得されているというふうなことでしたけれども、私もやっぱりこの休暇というのはその本人が休むためのものじゃなくて、役場の組織を動かすために重要な一つのシステムだと思っております。それは人に仕事が属人化しない。この課長がいないと仕事ができない、この係長がいないと仕事ができないというのは私は役場とかはおかしいと思っております。課長が休んでも、係長が休んでも、その専門の職員が休んでも仕事が回るようにするためには、仮に1週間ぐらい休んでもらって、そのときにも何ら町民サービスは低下しませんよというふうなことが常態化するのが一番いいと思っておるので、私は本人のためというよりも、こういうリフレッシュ休暇制度とかいうのは役場のためにぜひ5日間というのは検討していただきたいというふうに思っております。

それから次ですけれども、私がいつも地方公務員法の中でここは重要だなというふうに思って、でも、ここは非常に奥深いというふうに思う条項がございます。地方公務員法の第32条、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」というふうになっております。

この命令系統は正しく機能しておりますでしょうか。町長は冒頭で、いつも口を酸っぱくして言っているのは、その事業は自分でもやりたいものなのか、仮に自分でやれと言われた場合、きっちりと自分でもお金を出してやる事業なのかは確認するよということをおっしゃっていました。この命令系統ですね、例えば、町長から課長、課長から係長や課員、そして、それぞれの任期つきの職員も含めて地域おこし協力隊もそうですけれども、この命令系統というのは正しく機能しておりますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

その答えはイエスとノーの部分があって、まず、イエスの部分は、言われたことをきっちりやるという意味では完璧にやられていると思います。ただ、さっきも言ったように、去年もこれをやったので今年も同じことをやりますというのは、それを命令だと思っているからきっちりとやるという話ですね。だけど、これが本当に世の中、町のためになっているんだろうか考えるというところまではやっぱり命令じゃできないんですね。そこを一人一人の能力

アップをしていかなければいけないという、その部分はノーかというふうに思います。その辺を少しでも近づけていきながら、そういう意味では命令に反するような職員がおるわけではなく、きちんと言われたことだけは少なくともきっちり皆さんやっただいていては間違いありません。欲張りかもしれませんが、それにどれだけの付加価値をつけたり、よいいものにするという一步一步いつも前を目指すということが私は大事かなというふうに思っておりますので、そういう前向きの話と実際の労働の時間であったり負荷であったり、そういったものとのバランスをいかに取っていくかというのが大事なポイントというふうに認識しているところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

私がここで一番言いたいことは、弱い立場にある部下の職員に命令を下す上司は正しく任務を行使しているかということで、その命令が妥当かというところなんです。役場内には労働組合というものもありますが、命令が正しく行使されているかを判断するような組織はないかなと思います。そうすると、命令される側の現場の声を聞く機関が必要だが、なかなかこれも難しいかなと思っているんですけど、職員の不平不満、苦情をそのまま聞く必要はないと思うけれども、能力のある人は生かしてあげるのが上長の仕事、よい意見、提案は採用したり能力の伸ばしてあげるのが上長の仕事だと思っておりますが、そういうふうな提案や意見を議論する場所というのはそれぞれ各課にはきちっと機能しておりますでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

まず、各課ごとにそれは管理職の考え方、力によって違って来たり、また、各課の業務の内容によっても違って来るのかもしれないです。例えば、定住促進課みたいに前向きの、まさに基山町の先頭部隊みたいなどころではきっとそういう会話がされているんじゃないかなというふうな想定ができます。ただ一方で、全然違う、例えば、福祉課とかいうのは、福祉行政といってもすごく広範囲にわたっていて、隣の係の仕事は全く別というふうなところもたくさんありますので、そういったところが情報共有して、どこまで新しいことに取り組めるかという疑問な部分があるんじゃないかというふうに思います。その辺りをどうしてカ

バーしていくかということが組織としては大事かというふうに思います。

個人的には一人一人の面談をしていると言いましたが、まだ今年は全員終わっていません。まだ3分の1か5分の2ぐらいしか終わっていないと思いますが、その中には上司に対しての不満であったり新たな仕事の提案もないことはありません。そういう場合に言うこととしては、まずは上司に対しても腹を割ってあなたのほうからも言ってみて、そして、そこで駄目な場合はもう一回来てねというふうな話をしていたり、それからあと、いい提案についてはなるべく施策に反映できないかということでお話をさせていただくこともあります。ただ、理想ではありますが、なかなか現実に難しいような提案もありますので、そういう場合にはどの部分が難しいのかも含めてお話をさせていただいたりもしているところでございます。

でも、面談の一番の目的は健康状態の確認でございます。まずは肉体的に健康なのか、そして、精神的に健康なのかというのを会話の中からきちっと探っていきながら、本人が言いにくい場合もその辺が分かるようにということで今努力しているところでございます。3月末までの間に全員面談ができるように今また再開したところでございますので、頑張っていきたいというふうに思っております。そして、職員一人一人の思いに少しでも寄り添っていきけるような、そういう形を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

町民の皆さんに町民満足度というのを聞いてありますけれども、もし役場内であれば職員の満足度、これは匿名にするとかいろいろあるでしょうし、上長が聞くのもおかしいので、第三者機関が聞くとか、その辺はもし何か聞けるのであればぜひ調査をしてもらいたいなというふうに思います。

次に、仕事のノウハウは適切に引き継がれているかということをお聞きしました。

これは熊本課長にお聞きします。

いわゆる外注が常態化しているように思います。一度、指定管理、あるいは業務委託など、町職員がしなくなった業務はなかなか元に戻すのは難しいかなど。事業の企画立案から運営に至るまで安易に外注せず、職員を育てるという観点から職員育成に取り組むべき業務は多数あると思いますけど、仕事を外に出すというのと役場内でしょうという分岐になる判断基

準は何なんでしょうか。これは出したがいいという……

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

判断基準と言えるかどうかというのがありますが、特に、外部に人的な委託を出すときには、職員自体にも専門性は限られておりますので、どうしても民間の専門性を必要とする分については、当然そういった部分を活用していかなければなりませんので、まずはそういった部分の判断になるというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

次に、年度途中での職員応募が頻繁に行われているけれども、ぎりぎりの採用かということなんですけれども、正規職員に欠員が生じたときに任期つきで正規職員と同様の業務に従事する臨時的任用職員を募集しているけれども、この欠員となる理由というのは産休とか病休というふうにおっしゃいましたけれども、私は正規職員、一度入った職員の方の定着率は非常に重要だと思っております。定年前の退職は個人のいかなる理由があろうが非常に残念だと思っておりますが、急に辞めますでは役場としても困るわけなんですけれども、正規職員の退職、休職の手続というのは、さっきも早めに告知してもらわなければいけないというふうなこともありましたけど、辞めますというときはどういうふうな規定が役場内にはあるんでしょうか。それはきちっと引き継がれるぐらいの余裕を持って、いつも言われるようになっているんですか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

退職に関しては、私どもとしては、できることであれば通常5月をめどに申し出ていただきたいというお話はしておりますけれども、特にそういった規定などはございません。何で5月かと申しますと、5月に判明すれば次年度の統一採用試験に間に合いますので、そういった部分でのお願いはさせていただいておるところでございます。

ただ、やはりいろいろな本人の事情もあると思っておりますので、そこについて実態としては必

ずその時期にというふうにはなっておりませんので、どうしてもそこで欠員が生じたときに退職の補充ができなくて、臨時的任用職員を入れざるを得ないという状況になっているのが現状でございます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

分かりやすくつまびらかに言うと、昔は60歳を待たずに1年、2年前に辞めるケースが多かったんです。これは前の5月までに言ってくださいと言ったら、みんなそれは言ってくれるわけですね。ちゃんと登録してくれるんですけど、最近ではそういう人はほとんどないですね。それこそ五、六年前に1人いたという記憶ですけど。今多いのは若い人で急に辞める人なんですね。これは家庭の事情とか体調とか、何かいろんな問題で12月でも1月でも辞めると言われたら、3月に辞めちゃうんですね。3月まではお願いしますというけど、これは止めようがないのでですね。そういった場合に8月ぐらいから、もっと言うと6月ぐらいから新規募集をして、11月には終わっているわけなので、その後に急に辞めると言われてもなかなか手当てがつかないというのが最近の問題で、特に、令和3年度、今年度はそれが多かったんで、計算が狂ってしまったと。来年度以降、そういうことが少ないようにしていきたいなということでございますので、若い人たちが辞めるケースと二、三年前に辞めるケースは全く別の話だということで御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

じゃ、次に行かせてもらいます。

続いて、会計年度任用職員は保育士が多いということでしたけれども、亀山課長にお伺いいたします。

保育事業というのは、学校みたいに一律に4月スタートというふうにはなかなかいかないと思います。基山町の現状の保育対象需要をどのように見通してあるのか。例えば、これから5年ぐらい保育事業をどういうふうに見てあるか。それから、基山町というのは比較的民間の保育事業者の参入も多いということは、それなりに民間でも成り立つということを見ると、町営の保育所をどう活用して全体の民間も含めた保育事業を進めていかれるおつも

りなんでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

亀山こども課長。

**○こども課長（亀山博史君）**

町内の保育需要ということでございます。これは特に公表しているものではなく、内部資料で、当然10年先ぐらいまで見越した上で必要な保育量の提供という形で考えているものでございますけれども、いわゆる当面ですね、5年程度はまだ今の水準、今、定員が全体で550名で認可保育所等を運営しておりますけれども、当面このぐらいで水準では推移していくものというふうに考えております。

人口減少がどうしてもいずれ訪れるときがくると思いますが、人口減少に伴いまして、やはり子どもの数も減ってきますので、そういった場合は、今、町内の民間保育所が5か所、認定こども園が2か所と、あと、今度4月から1園追加されますけれども、小規模事業者が3か所という形で運営をしております。それから、公立保育所が1か所、この6園で運営をしておりますけれども、子どもの数が今はちょうど待機児童もなく、どこの園もほぼ定員いっぱいにはなっておりますけれども、運営がされておりますが、今後、子どもが5年先以降、徐々に減ってきたとしたら、今度、公立保育所の定員を少し下げていくというか、定員を下げるというよりも、定員自体は今230名ということで大きく取っておりますので、例えば、そこが200名になったり180名になったりすることで民間保育所の定員をまず確保して、民間のほうから優先して保育をしていただきながら、いわゆる公立の保育所がバッファと、その余裕の調整機能を果たすということで必要な保育量の提供をしていきたいというふうに考えております。

**○議長（重松一徳君）**

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

今後もやっぱりいろいろ人員確保が難しく、民間がしてくだされれば、その辺りはきちっと状況を見ながら臨機応援に対応していただきたいと思っております。

それと、佐藤園長のほうにも1つお伺いしたいんですけれども、保育士の会計年度任用職員の募集割合が非常に多いんですけれども、経験豊富な方が途中で辞められるということになると、それなりに正職員の方に負担がかかってくるような気が、主任の保育士とか、そう

いうマネジメントする側の保育士たちにも負担がかかってきているような気がするんですけど、そういうことはないのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

佐藤こども課保育園長。

○こども課保育園長（佐藤定行君）

今、クラスに入ってもらうときにも慣れた経験が豊富な保育士とか最近入られた保育士、そういうのをうまく調整しながら引継ぎ等もしておりますので、そういった保育に支障が出てくることはないと思っております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

なかなか時間がないんですけども、会計年度任用職員が常態化する理由をお聞きしました。私が一番今回の質問で言いたかったところは、住民のニーズに応じて多種多様な業務を実施していくことは、新規事業をたくさんすることだけが私は役場職員の仕事ではないというふうに思っております。町長がおっしゃっていただいた、こんな事業は無駄だ、なぜこんな事業をするのかと疑問を呈したり、金のかけ過ぎということは今私たちが議員が、そして議会が果たしているけれども、役場の中でも隣の課がやっていることに意見を述べたり、そんなことはすぐにやめるべきだみたいなシステム機能は発揮しないのかなというふうに思っています。その役目を町長なり副町長にやっていただいているんですけど、要するに人、金には限りがあるということなので、その辺りはしっかり今後も無駄はやめるということを進めていただきたいと思います。

それから、指定管理についてもお伺いいたしました。

これは井上まちづくり課長にお伺いいたします。

指定管理というのは、次回からしなくなることも予想しながら指定管理業務はお願いしてあると思いますけれども、仮に指定管理者が変更になった場合のノウハウの引継ぎは職員でも適切にできるようになっておるのでしょうか。

それと、合宿所はどういう形でこれから運営をされるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

### ○まちづくり課長（井上信治君）

今、総合体育館、体育施設と町民会館と指定管理をさせていただいております。こちらのほうにつきましては、最初の契約といいますか、基本協定の中でそういう引継ぎ、5年で期間が決まっておりますので、そこをスムーズに行うということでさせております。実際に事業者が替わったということもありますが、そのときもスムーズに引継ぎができましたので、そこはできるものというふうに考えております。

また、指定管理を行うときのメリットの一つとして、やっぱり経済性というのがございます。体育施設、町民会館ともそれぞれ直営というか、職員でそもそもやっていたので、これぐらいの経費がかかるというのが最初に出ておりました。それに対して指定管理で事業者のほうで、そういう専門性の中でこれぐらいの金額でできますということで経済性がすぐ出てきたわけでございます。

合宿所につきましては、初めから指定管理でいくということでお話をさせていただいておりましたので、見積りベースの経費としてスタートを切っております。現在直営で行っておりますけれども、その経済性につきましては、直営のほうが少ない経費でできるという状況が今ございますので、合宿所については直営を継続していきたいというふうに考えております。

### ○議長（重松一徳君）

末次議員。

### ○5番（末次 明君）

あと時間がなくて最後になりますけれども、これも私が言いたかったところなんですけれども、一度採用した職員につきましては、その採用した責任は基山町にあるというふうに思っております。思ったように働いてくれないでなく、思った以上に働いていただけるように職員の育成に努めてほしいと思っております。

やはり私はここにいらっしゃる幹部の皆さんは人材の育成を本当に真剣に考えていただきたいと思っております。そして、住民から好感度を持たれる職員を育ててほしいというのが私の今回の一般質問の思いでございます。ぜひ管理職の方の研修、それから、一般職のそれぞれ自分のレベルに合った研修というのをきちっと計画的に、参加しない人はなぜ参加しないのかというぐらいの思いで、ぜひ皆さん方がお互いに切磋琢磨して基山町ファーストの職員になってくれることを願いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で末次明議員の一般質問を終わります。

ここで午後2時20分まで休憩します。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○10番（大山勝代君）（登壇）

皆さんこんにちは。10番議員の大山勝代です。傍聴の方、お忙しいところお越しいただき、ありがとうございます。

今回は1つに絞って質問します。ただ、細かく7項目ありますので、配分には気をつけて、時間切れにならないように、少し早めに終わればいいかなと思っています。

今年1月、私は議員研修を受けさせていただきました。講座名は「民生費に関わっての質問のポイント」というテーマでした。その中で、子ども・子育ての諸課題についてと児童虐待防止対策について、この講座を受けた後、今回の質問を組み立てました。

基山町は、民間事業者の居住満足度調査による「街の幸福度&住み続けたい街ランキング2021」で、佐賀県内で1位を獲得しています。確かに近隣市町と比較すると、行政のこれまでの努力の成果だと思いますが、子育てしやすい町だと私も思います。例えば、病後児保育や子どもの医療費完全無償化など、町として優れた施策が幾つかあります。

ところで、子ども・子育て支援の施策は多岐にわたり、今日もたくさんの課長がここにいらっしゃって、多岐にわたるといことがよく分かります。そこで、私が気になる幾つかの施策についての私自身の理解を深めて、そして、さらなる町への充実を求めて今回質問いたします。

(1)次に挙げる項目について、その担当課はどこでしょうか。また、その課題は何でしょうか。

ア、保育園の待機児童、イ、障がいのある子どもの早期発見と早期療育、ウ、放課後等デイサービス、エ、児童虐待防止対策、オ、食の貧困、孤食、欠食等の対策、カ、ヤングケアラー支援、以上6項目です。

(2)ですが、これらは親からの複数の相談などで担当課が違う場合、どう連携をなさっていますか。

(3)虐待に関する児童福祉法の改正点の概要をお示しください。

(4)基山町の要保護児童対策地域協議会の概要を示してください。

(5)ワンストップ窓口としての子育て世代包括支援センターの業務と課題についてお示しください。

(6)子ども家庭総合支援拠点について、町としてどこまで検討が進んでいますか。

最後です。(7)子ども・子育ての諸課題解決のためには専門性を有した職員が複数必要ですが、スタッフは充実しているでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）（登壇）**

大山勝代議員の一般質問に答弁させていただきます。

教育委員会の案件も一部含まれますが、1答目の回答は私のほうから全てさせていただきます。

1、基山町の子ども・子育て支援の諸課題について。

(1)次の項目に関する担当課はどこか示せ。また、課題は何があるかということでございます。

まず、ア、保育所の待機児童、こども課が担当しています。

現在、町内の保育所や認定こども園、小規模保育事業所など、5園の入所調整を町で行っており、待機児童はございませんが、今後、移住・定住施策の効果による子どもの数の増加と、それに伴う保育需要に対して、引き続き必要な保育の受皿を確保していくということが課題になるというふうに考えております。現在5園ですが、4月から6園ということになります。

イ、障がいのある子どもの早期発見と早期療育、福祉課が担当しています。

現在、保健センターでの健診や保育園、幼稚園、各学校において療育の必要性があると感じられる子どもが見受けられた場合、保護者からの専門機関への相談を経て、福祉制度の利用につながっているところでございます。

また、こども課においては、4歳児就学準備事業での検査結果を基に、子どもたちの苦手な部分にアプローチしていくためのフォローアップ事業を実施しているところでございます。

早期発見については、発達障がいが多様で、発達段階で判明することがあるため、その兆候を見逃さないようにすることが重要であり、早期療育については、療育の必要性を保護者に理解していただき、福祉制度の利用につないでいきたいというふうに考えているところでございます。

ウ、放課後等デイサービス、福祉課で担当しております。

放課後等デイサービスでは、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を実施しています。令和4年1月現在、62名の子どもたちが町内5か所と町外23か所の放課後等デイサービスを利用しているところでございます。

各事業所の支援内容が多種多様であるため、それぞれの子どもの状況に応じた適切な支援の提供や支援の質の向上が課題であるというふうに考えております。

続きまして、エ、児童虐待防止対策、健康増進課が担当しております。

子どもと家庭の身近な相談機関として、子育て世代包括支援センターを設置し、様々な相談に応じ、児童虐待防止の対応を行っております。

また、健康増進課が要保護児童対策地域協議会の調整機関を担っており、要保護児童の状況把握や支援の方向性を協議するため、各関係機関と調整を行っております。関係機関との会議の中で情報共有や各関係機関の役割を確認し、児童相談所等と連携した支援を行うように努めているところでございます。

複雑で様々な問題を抱えた家庭への支援に対応するため、職員の専門性が必要であり、研修や経験を積んで専門性を高めていくことが課題であると思います。

オ、食の貧困、孤食、欠食等の対策、こども課が主に担当しております。ここだけ主というのが出てまいります。

食の貧困に関しては、支援が必要な子どもや家庭をできるだけ早期に把握し、行政や地域のネットワークにより、具体的な支援や見守りにつなげていくことが課題として挙げられます。そのため、先日も、28日でしたかな、町内の子ども食堂関係者や社会福祉協議会、区長会代表などに集まっていただき、勉強会を開催したところでございます。ちょうどここにおります担当課も全員出たところでございます。

また、孤食、欠食等に関しましては、発達段階に応じた正しい食生活や食習慣を子どもに

身につけてもらうことが課題であると考えます。

次、カ、ヤングケアラー支援、健康増進課で関係課や関係機関との対応、調整を担当しております。ケースによっては担当課は異なりますが、教育学習課、健康増進課、こども課、福祉課で連携して対応しています。

また、各学校やスクールソーシャルワーカーと連携し、情報共有を行いながら、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、各関係機関等と必要な支援が行えるよう連携を図っています。

ヤングケアラーという言葉を知らない方も多いので、社会的認知度を向上させるために周知を行うことと、ヤングケアラーの早期発見及び相談支援体制の強化を行うことが課題というふうに思っております。この中では、ヤングケアラーがまだあまり行政のニーズというか、行政の中にはまだあまり正直入ってきていないかなというふうに思います。

(2)上記について担当課間の連携はどうしているのかということなのですが、発生する事案によって連携する課は違いますが、それぞれの関係課とは情報共有をし、問題や課題が発生した場合は協議を行い、対応しております。また、必要があれば、各関係機関を含めケース会議等を開催し、随時対応しているところでございます。

(3)虐待に関する児童福祉法の改正点の概要を示せということですが、平成28年5月に、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防、発生時の迅速、的確な対応、被虐待児への自立支援の対策等の強化を図るため、児童福祉法において児童の福祉が保障されることを明確化するとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置、児童相談所及び要保護児童対策地域協議会へ専門職を設置し、資質の向上を図るなど、体制強化等に関する改正が行われました。

また、令和元年6月には、児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による児童への体罰の禁止、児童相談所に弁護士等の専門職を配置するなどの体制強化及び児童相談所の設置促進、関係機関との連携強化等に関する改正が行われたところであります。

(4)要保護児童対策地域協議会の概要を示せということですが、要保護児童対策地域協議会は、虐待や非行などの問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的とし、地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会になります。地域の関係機関で構成され、代表者会議、実務者会議、個別会議を開催し、要保護児童等への理解や虐待防止対策に対する共通認識を図り、現状把握及び情報共有を行っているところでございます。

(5) ワンストップ窓口としての子育て世代包括支援センターの業務と課題について示せ。

子育て世代包括支援センターは、まず最初の相談窓口として設置され、相談内容に応じて関係課の職員が窓口に来て対応することによってワンストップ化を行っているところでございます。

子育て等に関することについては、子育て支援コーディネーターや母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦や乳幼児の実情を把握し、妊娠期から子育て期の様々な相談に対応し、きめ細やかな支援や解決に向けてサポートをしています。

また、要保護児童等に関することについては、児童相談所や関係課と連携し、状況把握や支援を行っております。

子どもや家庭に関する多種多様な相談や支援に対応するため、職員が研修や経験を積んでスキルアップしていくことが課題であると思います。

(6) 子ども家庭総合支援拠点について、どこまで検討が進んでいるのかということですが、既に基山町では、子育て世代包括支援センターにおいて、子ども家庭総合支援拠点の業務である子どもや家庭の実情把握、相談等への対応及び要保護児童等への支援も行っており、子ども家庭総合支援拠点の役割を担っているというふうに考えております。

今後も子どもや家庭の実情把握については、関係課と連携し、情報共有や実情把握を行い、要保護児童等への支援については児童相談所や関係課と連携した支援を行うなど、子育て世代包括支援センターのさらなる体制強化に努めてまいります。

(7) 子ども・子育ての諸課題解決のためには専門性が要求されるが、スタッフは充実しているかということですが、子ども・子育て関係の部署には専門的知識のある子育て支援ネットワークコーディネーターや保健師等を配置し、各種相談や問題解決に取り組んでおります。また、医療関係や児童相談所等の関係機関とも連携を図り、体制は充実しているというふうに考えているところでございます。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ありがとうございました。早速2回目の質問に移ります。

先ほどの1項目から6項目までですね、待機児童がこども課、障がい児が福祉課とこども

課、放課後等デイサービスが福祉課、虐待が健康増進課、食の貧困はこども課、ヤングケアラーは健康増進課、教育学習課、こども課、福祉課と回答されました。

それぞれの課題に入る前にですが、子育て全般に関わっての中心的な業務を行う課はどこですか。

○議長（重松一徳君）

答弁は。亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

子育て全般ということで、先ほど町長答弁もありましたように、中身は複数の課にまたがっておりますけれども、子どもに関することで申し上げますと、こども課のほうで主の担当ということでさせていただいております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

そしたら、たくさんの課にまたがっているのは分かっている親たちがこのことで知りたいというときには、まずこども課を訪ねればいいのですか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

子育て世代包括支援センターを設置したときに、子どもに関する相談に関しては、ワンストップ化ということで、そういう意味で子育て世代包括支援センターは設置されておりますので、センターのほうに来ていただければ、その相談内容によって担当課を呼んで対応してもらっている形を取っております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

私もそうだったんですよ。私の子育て全般と言ったから、こども課ということになったわけですね。（発言する者あり）分かりました。

教育学習課ですけれども、ヤングケアラーて何ねと、私の説明よりも誰かがしていただくほうがいいんですけれども、昔は私もヤングケアラーでした。でも、私は末っ子でしたから、

そんな大したことはなかったんだけど、近所の親戚の子をおぶって、それでおやつをもらうとか、そういうやり方でした。でも、私の上の兄、姉は本当にヤングケアラーということで、そういえば70代の方は多かれ少なかれそうなんだろうと思います。

今の時代でヤングケアラーということは、時代が完全に変わりましたので、支援をしなければいけないということがクローズアップされてきたということですよ。ちょっと説明になりましたが。

教育学習課はヤングケアラーだけ。私の6つの項目では別にもありますよね。児童虐待も食の貧困などにも関わっていますよね。ということでもいいですか。

**○議長（重松一徳君）**

今泉教育学習課長。

**○教育学習課長（今泉雅己君）**

こちらの回答については、もちろん主として担当している課を書いております。もちろんケース会議であったり、そのほかの要保護児童対策地域協議会だったり、様々な会議等についても教育学習課が連携して行っておりますので、ここに書いてあることはほぼ全て関係はしてくるかと思えます。

**○議長（重松一徳君）**

大山議員。

**○10番（大山勝代君）**

全てということでもいいですね。

それでは、待機児童についてです。

先ほど何回も待機児童がない、基山町ではありませんということをおっしゃいました。鳥栖市などでは依然やっぱり待機児童があって、困ってあるらしいです。基山町はゼロですけども、完全にゼロなのか。それはなぜかという、ゼロ歳児、2歳児、小さい子どもたちが、産休明け、育休明けで親が預けて働きに出るということで、中途入所といいますか、それも完全に受け入れられているのですか。令和3年度はどうですか。

**○議長（重松一徳君）**

亀山こども課長。

**○こども課長（亀山博史君）**

現在のところ、おっしゃられました中途入所ですね、当初ではなく中途に、例えば、転入

されてきたり、産休・育休明けで中途で入所される方、そういった方も希望に応じて入所していただいておりますので、そういった意味でも完全に今待機児童はゼロでございます。

一方で、完全にと言いますと語弊があります。例えば、育児休業を延長するためにわざと待機状態にしてほしいという要望等の中にはあります。これはなぜかといいますと、育児休暇を取得するためには、待機、いわゆる子どもを預けられるけれども、町の施設の都合で預けられないということであれば、会社のほうが育児休業を延長できるというような制度が…（発言する者あり）そういったものはありますが、完全にということを語弊がないように申し上げますと……（発言する者あり）すみません、そういう意味では、今、完全に希望に応じて預けることができる状態であります。

**○議長（重松一徳君）**

大山議員。

**○10番（大山勝代君）**

そのやり取り、その辺の中身のことは分かりましたけど、あまり知りません。

何と申しますかね、先ほどから末次議員の中でもありました中途採用というか、そこがこことも関わってくるのかなと思いますけれども、ゼロ歳児、小さい子どもたちは保育士がたくさん要りますので、その辺のつながりでだろうと思います。今後もそれは続くと思いますが、ぜひ待機児童ゼロということで、基山町の名といいますか、それを高めてほしいと思います。

2番に行きます。障がい児の早期発見と早期療育についてです。

健診等で療育の必要があると感じられるときに、福祉制度の利用につなぐとおっしゃいましたが、具体的に教えてください。

**○議長（重松一徳君）**

吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田茂喜君）**

療育の必要性があると感じられるお子さんが見受けられた場合、お子さんへの福祉制度の利用としましては、未就学児の子たちに対しては児童発達支援事業所というところが療育のほうの訓練を行っております。また、小学生以上のお子さんに対しては放課後等デイサービス事業所というところがそういった生活能力の向上のための訓練等を行うような、そういったところで福祉制度の利用ということで回答しているところです。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ありがとうございます。

その中で、具体的にはどういうことが苦手で、どういうフォローアップをするのかの事業と申しますか、フォローアップ事業も教えてください。

○議長（重松一徳君）

亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

答弁の中にございました4歳児就学準備事業でのフォローアップの件ということで回答させていただきます。

まず、基山町内の保育所と連携しまして、基山町のほうで4歳児になられたお子様を対象に就学時準備事業ということで検査をさせていただいております。こちらの検査結果を基に、子どもそれぞれ特性があらわれます。得意なこと、苦手なこと、そういったことを小学校入学前にできるだけフォローしてあげようということでフォローアップ事業というのを実施しております。

具体的には、体を使ったさくら・さくらんぼリズムという全体で同じような動きをしたり、音に合わせて動いたり、そういった体を使った動き、それから、小学校に入ったら先生の話、いわゆる椅子に座ってちゃんと聞くというような保育園、幼稚園にはなかなかないような作業が出てくるということで、そういったことを擬似的にやるということで、1対1で先生のお話を聞いたりとか、全体でホワイトボード等に注目して話を聞いたり、そういった作業等を通じてフォローアップ事業等を展開しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

どこでされているんですか。

○議長（重松一徳君）

亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

町内各園に協力いただきまして、それぞれの園に伺いまして事業のほうを実施しております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

今、未就学児の早期療育、分かりましたけれども、学校教育では、特別支援学校に通ったり、基山小などでの支援学級に在籍したりして学習をしているわけですが、未就学児については、小学校前の子どもたち、4歳児でここでした。そのとき子どもたちは、それぞれの幾つか、5園ある、6園になる、その保育園、幼稚園に昼間通っているわけですね。その後の——通っていますよね。うんとうなずかれたから、答えはいいです。

ただ、そこで問題になるのが、よそではよく聞くことですけれども、障がいがそれなりに割と重いからというかな、絶対この子が入園してきたら1人の支援者がいつも常時ついとかにやいかんときとか、多動でどうしようもないとかというときに拒否をされるということがよそではあるやにも聞いていますけれども、基山町ではそれはないのでしょうか、あるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

質問の内容からすると、新入学のお子さんでそういった対象の……（「入学前」と呼ぶ者あり）前のお子さんで来る子ですね。（「小学校に入る前の子で、例えば、5歳児とか4歳児……」と呼ぶ者あり）小学校に入ってくる時という話じゃないんですか。（「保育園の入園」と呼ぶ者あり）保育園の入園の話ですか。年長児とかの話ではないんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、私じゃないほうがいいですかね。

○議長（重松一徳君）

答弁はどちらに。亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

保育園への入園の際の話ということで回答させていただきます。

基本的にそういった拒否等はしておりません。基山保育園等で最終的には受け入れるというような形で対応のほうをさせていただいているところでございます。（発言する者あり）

○議長（重松一徳君）

ちょっと待って。大山議員、もう一回質問してください。（「今の答えでいいです」と呼ぶ者あり）

今の答えでいいですか。では、質問を続けてください。大山議員。

○10番（大山勝代君）

例えば、こっちの園では対応が難しいけれども、最終的には基山保育園でフォローをしますということですね。それで安心しました。

次ですけれども、この子はほかのたくさんの子からちょっと外れるし、目を離せないという子がおるときに、保育士がこのクラスに1人いますよね。この子がおるために大変だというときに、フォローする支援員みたいな保育士がいらっしゃるのですか。

○議長（重松一徳君）

亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

配置定員以外に、おっしゃるような配慮が必要なお子様がいらっしゃる場合は保育士を1名増加したりして対応のほうをさせていただいて、通常の配置定員以上に保育士を配置して対応しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

分かりました。

そしたら、今の基山保育園では配置定員以外の保育士の数が何人かというのは言えますか。

○議長（重松一徳君）

亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

配置定員以外で正確に数字というのは、何人というのは今お答えできないんですけれども、今、全体で保育士26名です。児童数で各何歳児で何人という配置定員がありますけれども、それで計算しますと、26人の保育士が必要というような形になります。そちらは今充足しておりますけれども、それプラス、今、全体で30名ほど、正規職員が12名、それからあと17名、18名、ちょっと今前後しておりますけど、そういった形で臨時的任用職員、それから会計年

度任用職員の保育士を雇いまして対応しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

今の回答からすると、小学校の特別支援学級がずっと今増えてきていますけれども、そことつながりがあまりないような気が。急に小学校に行って特別支援学級の子が増えたような私が受け止めた感覚ですが、おかしいですか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

未就学児の児童発達支援事業所への通所を見ると、やはり小学校に上がる前の年長になって、小学校に上がってからの集団生活に慣れるために、未就学児の年長のときからそういった集団生活の訓練というか、そういったのに慣れていくために児童発達支援事業所に通われるというようなお子さんが増えているということは実情であります。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

今の児童発達支援所でいいんですか。（「事業所」と呼ぶ者あり）支援事業所は、先ほどはそれぞれの園にお願いしている、それと別ですか。（「そっちの説明をしたがいいんじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（重松一徳君）

今の質問いいですか、答弁。（「最初から説明したがいい」と呼ぶ者あり）吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

先ほどの町長の答弁で、放課後等デイサービスは町内に5事業所、町外に23か所あって、約62名の方が1月末現在で事業所のほうに通われているということで回答がありましたけれども、未就学児の方は先ほど私が答弁しました児童発達支援事業所というところに通所されます。その方が1月末現在で52名のお子さんがいらっしやいまして、町内で4事業所、町外で15事業所の児童発達支援事業所に通われております。

そこでは障がいのあるお子さん、障がいの疑いのあるお子さんですね、そういったお子さ

んが日常生活における基本的な動作の指導ですね、立ったり座ったり、体のバランスとかあります。また、手とか指とかの動き、また、少し読み書きとか、そういった知識を身につけるような、また、先ほども申しましたけれども、小学校に上がったときの集団生活に慣れるための基礎訓練というか、そういうのを行っているような形になります。（発言する者あり）

○議長（重松一徳君）

ちょっと質問をしてください。大山議員。

○10番（大山勝代君）

よく分かりました。デイサービスと兄弟関係というかな、そういうふうになっているわけですね。

先ほど課長が言われた52名の中で、基山町の保育所、基山保育園に通っている子もいるのですよね。それが何人ですか。

○議長（重松一徳君）

分かりますか。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

すみません、52名のうち、正式に何人が基山保育園という数字のお示しは今できないんですけれども、基山保育園にいらっしゃる子もいらっしゃいますし、例えば、見真幼稚園、たんぼぼこども園、あと、その他の幼稚園ですね、いろんなところに通われているお子さんがいらっしゃいます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

言いたかったのは、放課後等デイサービスに通っている子どもは必ず小学校、中学校に通っているわけです。必ず。けど、この児童発達支援事業所に通っている子は必ずしも保育園とか幼稚園に通わなくて、ここだけでもいいんじゃないかなと思ったので、ここだけで済ませている人たちもいるんじゃないかなから、そこを分かるねとさっき声をかけたのはそういう意味なんですけどね。だから、そのところが多分、放課後等デイサービスとこの事業所の違いかなと思います。

あとは、せっかくなんで、52人が、基山の事業所が幾つあって、町外に何人通っているか

分かったら、ぜひ説明していただいたらいいと思いますけど。

○議長（重松一徳君）

大山議員、質問してください。

○10番（大山勝代君）

もう細かいことだから、その仕組みとといいますか、私自身の頭の中でもやややしとったことを今すっきりさせていただいて、本当によかったと思います。

次に行きます。放課後等デイサービスについてです。

先ほど62人の子どもたちの利用とおっしゃいましたけれども、内訳とといいますか、何歳から何歳までの範囲なのかとか、それが分かりますか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

62名のうち、ほとんどの子は小学生です。中学生の子が恐らく1桁ぐらいじゃないかなと思います。高校生の子も1桁も、1人とか2人とか、それぐらいの人数です。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

そしたら、放課後等デイサービスがとっても多かったですよね。基山町に5か所、町外に23か所もあるということで、すごいあっちこちにわたっていますけれども、例えば、個別に、何々君はこういう症状で、こういう療育が必要だからここが適切だろうとかの判断はどこがするのですか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

事業所を利用する前に、鳥栖市にあります鳥栖・三養基地区の障がい児の総合相談支援センターキャッチというところとか、あとはその他に指定障がい児相談支援事業所というのがございます。そちらの事業所において、その子にはどういった事業所が合うのか、また、利用の日数ですね、というのは、どれぐらいの日数を通う必要があるか、こういったところを親御さんと相談しまして、ただ、事業所によって定員が1日10名と決まっておりますので、

曜日によって開いていない、都合に合う曜日、希望する曜日が開いていないということであれば、必ずしも希望する事業所には行けないような場合もあるかと思うんですけども、一応親御さんのほうの要望に応じた事業所をお勧めしていただくような形になっております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

学校での課業が終わって、放課後等デイサービスに行くわけですよね。そしたら、基山町には5か所、周辺には23か所、その移動手段といたしますか、親が送り迎えする人もいますか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

事業所によっては送迎のほうがついていたり、親御さんが送って、また迎えに行くというような場合もあるかと思えます。基本的には事業所のほうが迎えに行き、その事業所に連れてきて、そちらのほうで訓練をしていくというような流れになると思えます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

町外の23か所と、すごく散らばっていますが、絞ることはできないのですか。——それは1人についてのだから、こっちはあまり考えんでいいですね。すみません。

児童虐待防止対策については飛ばして、あとの(3)のところと一緒にしたいと思います。

オの食の貧困です。

このところ基山町でそういう食の貧困、いろんな問題があって、顕著に急に支援が必要になったというような事例があるのですか、ないのですか。

○議長（重松一徳君）

亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

そういった事例につきまして、こども課のほうではまだ今のところ相談等を受けておりません。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ないほうがいいわけですがけれども、各地では子ども食堂という取組の記事やニュースをよく見聞きしますよね。いろんな工夫、いろんなNPOとかの人たちがいろいろされていますけれども、継続は大変だろうと思います。

先ほど先日勉強会を開催したということですが、どういう内容だったのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

基山町に既に300回以上子ども食堂をやった実績があるところがあったり、30回以上の実績がある居酒屋があったり、それから、子ども食堂じゃないけど、それに近いような子どもをしばらく預かる、放課後に預かって楽しんでもらっているような、そういう活動をやっている人たちのグループが幾つかあったので、そのグループを全部集めて、こちら側は非常に関係が多い4つの課を集めて、それと、今の区長会の会長と次期の4月以降の区長会の代表になる区長と、さらに、社会福祉協議会も新しい取組を4月からやりますので、そういったメンバーで、まず、町のほうから今どういう施策をやっているかというのをきっちり課ごとに説明をするとともに、こちら側からは今やっているチームでいくと4チーム来ましたので、4チームと社協から今やっている活動についての説明をして、さらにもう1チーム、福岡市のNPOで新たに基山町で子ども食堂をやりたいというところが、どういう子ども食堂をやりたいのかというプレゼンをしていただくという形で、合計でいきますと、4チームと社協と福岡市のNPOとうちの4課で、全部で10の部署が集まって、それと、区長たち2人で12、それに私を入れて13の部門が集まって、今言ったようなことを、お互いの今の活動状況と、希望であったり、こういうことができないかという話を2時間にわたって自由討論をさせていただきました。特に何かを決めたわけではないですが、まずはLINEのグループをつくろうということできいろいろ意見交換をさせていただくということで、取りあえずキックオフの会議をやったという形でございます。

今後は、今既に300回以上、基山町で子ども食堂をやっているようなところに対しての支援であったり、今後、基山町で新しく子ども食堂を月1回ぐらいのペースでやりたいと言っ

ている人たちの支援をどういう形でやっていくか、それから、そういったところの連携をどうしていくかというのをまさに話し合っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

今の話では実現可能なんだなというふうに私は思いましたけれども、それにしても、また担当課が忙しくなるのかなという……（「それは既にやっているんです」と呼ぶ者あり）分かりました。

教育長にお聞きします。

子どもの偏った食生活で、給食時とか、長期休業の後とか、特定の子どもに、この子は少しおかしいよねというのが見受けられることがありますよね。そんなときキャッチできるのでしょうか、それとも見過ごしてしまうのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今、議員がおっしゃったように、すごく貧困のところが十分に家庭で食生活ができていなくて、給食を主としているような状況が見受けられるような場合については、やはり家庭でのネグレクト等が疑われるかもしれないということで、ここで虐待のところに書いておりますような、要対協で出したりとか、あるいは児童相談所へ通告するような事案等がないかというところについては十分情報共有をするようにしております。

ただ、今のところそういった心配な御家庭ということは特段聞いておりませんが、それが疑われるような場合は積極的に情報提供するよというということで、各学校にもお願いをしているところです。まず、子どもたちの命を守るということでもここは一番大事なところですので、アンテナを高くして、そういった目で子どもたちを見るよというところはお願いしております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

食の貧困にしても、ヤングケアラーにしても、アンケートを取る必要があるんじゃないかなと思います。佐賀新聞の記事で、民生委員の方にヤングケアラーの疑いといいますか、それを調べた結果、やっぱりあったということですよ。そういう手だてを今後考えてほしいと思います。

次で、(2)については、もう連携は十分されているだろうということで、先に行きます。

私は(2)と(5)を混同していて、保健センターでの業務についてちょっと整理をしてみたいと思います。

保健センターに子育て世代包括支援センターの看板が掲げられていますが、これは2年前ぐらいかになりますよね。一般的に認知されているのかな。看板があるのは分かるけれども、その世代の若いお母さんたちはよく分かってあるだろうけれども、一般的にもう子育てが済んだ人たちが、そこがどういう機能を果たしているのかをたくさんの方が分かっているのかなというのをちょっと疑問に思いますが、いかがですか。

**○議長（重松一徳君）**

藤田健康増進課長。

**○健康増進課長（藤田和彦君）**

町民の皆さん方に周知されているかということですが、確かにできたときは周知とか結構やっていたんですけど、最近、随時ということではないですけど、ホームページとかにアップしているところがございます。また、チラシ等も配布して周知のほうを図っているところがございます。（発言する者あり）

相談件数につきましては把握しておりません。相談自体が結構多種にわたりますので、その件数まで把握しておりませんが、お客さんは毎日来ているところがございます。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

平成30年10月につくって、平成30年10月から12月までほとんど相談件数がなくて、ああ、基山町は平和な町だなと思ったんですけど、平成31年になった途端に数が増えて、すごい量の相談があった記憶があります。

今落ち着いてくれているといいとは思っていますけれども、平成30年10月やったよね。だから、そういう意味でいうと、今の件数は私も正直まだ聞いていなかったもので、そういう意

味では、本当に平成31年ぐらいはすごく周知されていて、問題の相談がたくさんあって、要するに担当部署が物すごく忙しかった時期があるので、基山町も決して簡単ではないというふうに強く思った記憶がございます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ここに古いチラシと新しいチラシと2つあるんですよね。新しいほうが充実しているなと思いますけれども、今から私が問題にしていこうと思っている体罰、虐待についての文言がここにはないんですよね。ですから、次の改定といいますか、更新されるときにはそこも検討していただきたいというふうに思います。

保健センターの専門職、保健師やコーディネーターは定数があるのですか、そうじゃなくて、今何人いるので十分だというふうに思っていますか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

今、センターの1階のほうに保健師が2名、あと、子育て支援コーディネーターの方が1名、あと、虐待専門として係長が1名対応しております。あと、2階のほうに成人の保健師ということで、3名で今担当しております。

体制につきましては、今、育児休暇とかで不在の分もありますけど、みんなそろえば、この人員体制で大丈夫かと考えております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ちょっと私の質問が元に戻ります。

今度ははっきりと児童虐待防止対策です。ここに虐待をしないようにという厚労省のパンフがあるんですけども、虐待という言葉がほとんどないんですよ。体罰、体罰、体罰、体罰。体罰と虐待とイコールで考えていいのですか、それともずれていますか。

○議長（重松一徳君）

答弁は。藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

体罰は、何と申しますかね、しつけとかということで体罰、手を出したりされる場合がございます。そういったのを体罰かと思っております。

そうですね、体罰も一応虐待ということで、令和元年の改正で体罰も禁止となっております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

いろんなの見よって、どっちにどれが含まれているのか、どういう分類になるのかが分からないままでしたけれども、虐待という言葉がとてもまがまがしいというかな、そこを避けているのかなというふうに思いながら、すっきりしていません。

教育長にお聞きしますけれども、以前、私の経験では、学校で6年生の子どもたちと一緒に虐待についての話を聞いたことがあるんですよ。そしたら、終わった後、女の子がたったつたつとそのお話をしてくださった方のところに行って、私はこうこうこうですと言って、私たちが周りにおいて、その状況が初めてそこで分かって、そして、即その子は親と引き離して、最終的には施設に行ったんですけれども、そういう子が、小さい子に限ってなかなか言えないというのが今の状況ですが、ある程度高学年になると、自分が何をされているかというのが分かるので、その辺の出前講座みたいなものをこの数年されたことがありますか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

そういった事例は、基山町に私が来てからはあっていませんが、やはり児相に相談するケースというのはこの近隣の市町でも年に1回ぐらいはあっているのではないかと思います。

学校が気づかなくても、近所の方から、ひどく叱責の声が聞かれるとか、その兄弟は夜、常に外に出されているようだとか、そういった事案について児童相談所に直接電話をされたとか、そういったケースも聞いたことがあります。

学校も非常にこの虐待とか体罰については今アンテナを高くしております。通告の義務があるからですね。また、一般の保護者に対しても、そういった事案等があればすぐお知らせくださいといったお知らせも学校からもしておりますし、テレビ等の報道でもよく御存じで

すので、地域も含めたところで、そういった子どもたちを守るということについて今後もさらに周知が必要かと思っています。今のところ基山町でも起こり得る話ですので、今後もアンテナを高くしていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

全国的に本当に悲惨な、今、教育長が言われたように、本当に起こり得る、起こったこともあるということだと思いますので、私たちも、改定があった後、周りの者は黙って見過ごしたらいかんのですよね。だから、その辺の周知をまた広報か何かでしていただけますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

答弁は。藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

全国的に11月に児童虐待防止推進月間というのがございます。ここでまた周知をしていきたいと思えます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

ありがとうございます。

次に行きます。

要保護児童対策地域協議会という組織があります。まず、要保護児童、ここには非行とか虐待とかと書かれていますけれども、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

保護者に監護させることが不相当と認められる児童、また、保護者のない児童ということをや保護児童と申します。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

要保護児童対策地域協議会と名称が長いので、要対協と略して言われるんだそうです。要対協、要対協と言われるから、何のことか全然初めは分からなかったんですけども、たくさんの方が関わってあると思うんですが、役職のメンバーと、大まかでいいんですけども、何人ほどで、町の担当課はここにいらっしゃる担当課の方だろうなとは思いますが、少し説明していただけますか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

要保護児童対策地域協議会のメンバーですけど、全部で19名となっております。佐賀県中央児童相談所の所長、あと、鳥栖警察署、鳥栖保健福祉事務所、鳥栖三養基医師会、三養基・鳥栖地区歯科医師会、洗心和合会、あと、区長会、民生委員、町の組織の代表の方——これは皆さんお伝えしたがよろしいですか、19名。

○議長（重松一徳君）

いいですか、全部。

○健康増進課長（藤田和彦君）

まず、佐賀県中央児童相談所、鳥栖警察署、鳥栖保健福祉事務所、鳥栖三養基医師会、三養基・鳥栖地区歯科医師会、社会福祉法人洗心和合会、基山町区長会、基山町人権擁護委員会、民生委員児童委員協議会、母子保健推進員、基山町校長会の方で、基山小学校の代表の方になっております。基山町のPTA、これは基山中学校のPTA会長になっております。あと、基山町社会福祉協議会、基山町の私立幼稚園のほうで見真学園のほうからも任命させていただいております。あと、町の組織で教育学習課長、保育園長、福祉課長、こども課長と私ということで19名となっております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

その事務局的な部署はどこですか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

事務局の部署は健康増進課、こちらのほうになります。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

定期的に開催されるのか、そして、年間相談件数、大体でいいですが、分かりますか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

要保護児童対策地域協議会につきましては、代表者会議を年1回、あと実務者会議を年4回、あと個別会議ですね、ケース会議は随時開催するようにしております。

代表者会議につきましては、昨年度が1回、実務者会議が昨年度で2回、ケース会議が7回、今年につきましては代表者会議1回、実務者会議、来週開催のを含めまして3回、ケース会議、今までで5回開催しているところでございます。（「ケース会議で5件ということですか」と呼ぶ者あり）

○議長（重松一徳君）

起立して質問してください。大山議員。

○10番（大山勝代君）

ケース会議というところで年間5件あったということですね。それでいいですか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

ケース会議は5件ですけど、相談的には随時ありますので、件数的にはまだ多いということになります。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

内容によっては、深刻度によって児童相談所につなぐということになると思いますが、それは以前と比べて増えているのか減っているのか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

基山町におきましては、件数的にはそう大きな増減はないと思っております。大体昨年と同じぐらいですので、そんなに多くなったということはないですが、相談件数はやっぱり若干増えているのかなということがあります。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

時間があまりありませんので、(6)の子ども家庭総合支援拠点についての町長の答弁では、包括支援センターで業務を充実させているので、何かニュアンスとしては設置は必要ないみたいな受け止め方を私はしました。だけれども、国がなぜこれを呼びかけているのかといたら、全国的にはやはり深刻な虐待が広がっている。死に至るということがあると思うのでですね。

そこで、お聞きしたいのは、全国的に支援拠点がどのくらい設置されて、また、佐賀県では20市町のうち何市町が設置しているのか分かりますか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

子ども家庭総合支援拠点ですけど、令和3年4月時点でお答えしたいと思います。

全国的に1,741自治体のうち635自治体ということで、36.5%となっております。あと、県内ですと、子ども家庭総合支援拠点が20自治体のうち4自治体ということになっております。場所で申しますと、佐賀市、武雄市、嬉野市、有田町が設置をしている状況でございます。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

町長、ここは将来的にも必要ないと思われませんか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

拠点とセンターの違いは、児相の機能を委託で、その拠点でもやれるかどうかということだと私は認識していますので、今の有田町の話は初めて私は聞いたので、有田町がそこまでやっているのであれば、当然うちもやらなきゃいけないですね。結局、児童相談所ですね、基本は全部児相になってしまっているんですよ。だから、最後のところ、全部児相次第ということで、我々が細かい情報を知っていても我々が手を出せない状況になっているので、この拠点のいいところは、県の児相の業務を代替でそこでやれるということだと思います。それ以外のことは今このセンターで既にやっていると私は認識しているので、その部分を調査して、佐賀市は当然やっていると思うので、有田町がどうやっているかというのをきちんと勉強して、それから、全国五百何ぼというのも私自身は初めて聞いたので、全国でもそういう進んだ形で県の児相の事業を自治体が委託を受けてやっているようなところがどういう形で上手にやっているかというのは、やっぱりそこが大事なところだと思います。それ以外のところは既にやっているという認識でございますので、そこをこれからまた調査して、もしできるものであれば、なるべく早くやっていきたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

よろしくをお願いします。

昼休みに保健センターに行かせてもらいました。先ほどのチラシも頂いたのですけれども、今日、私はここで何を一番中心的に言いたかったのかなというのを、私自身が発言と受け止めがうまくできんで振り回された形ですけれども、結果的には健康増進課にある子育て世代包括支援センターの充実を求めたいというのが私の観点だったというふうに思います。

昼休みに行ったのは、実はあら探しをしに行ったんですよ。なぜかといいますと、看板が上にあって、ピンクの字で書いてあるけれども、これはちゃんと読めん、ああ、これは面倒かねと。そしたら、ここに福島市のチラシがあるんですけれども、子育て世代包括支援センター（機能設置）ということで、下に「子育て相談センター・えがお」と書いてありました。ここに書いてあります。だったら、何か長ったらしい子育て世代——ああ、もうせからしかというのをもう少し愛称的なものでできないのかな、もう少し親しみのあるのができないのかなというのが1つです。

それと、玄関を入ったら、事務所がこちらにあって、フリーで上がれますよね。そしたら、健診とかいろんなことがあったら、親子、ばあちゃんが行き来していますね。そのときに深刻な問題を抱えた人が、本当に敷居が高いところを上がっていくのが行きやすいのかなというのが気になりました。そして、もし声をかけたにしても、職員が出てきて、こうこう、あ、あそこの部屋はほかの会議でつかえとる、ここは駄目、そしたら、本庁に行って、あそこの相談室で聞かにやいかん。そうじゃなくて、すっと入って、すっすっというのをちょっと検討してほしいというのが最後の私のお願いですが、いかがですか。

○議長（重松一徳君）

藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

センターのほうに見えたときに相談ということですけど、一応センターの1階のほうに相談室を2か所設けております。確かに健診とか人が多い場合がございますので、そういったときは、今言われたように庁舎の会議室を借りて対応しておるところでございます。また、そういった重要な相談とかは大体事前に電話がございますので、そういったときに別室を確保するみたいな形で対応はしていきたいと考えております。

愛称ですけど、そこについてはまた今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

大山議員。

○10番（大山勝代君）

私もここは敷居が高いなと思うときと、すっと行けるとときと、こっちのあれで違うんですよ。ですから、きめ細かに深刻な相談をされる方がスムーズにできるようにとお願いして、私の質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもって散会とします。

～午後3時30分 散会～